≪アジア・大洋州≫

I. インド

＜要約＞

概要		特徴
1. 市場環境の特徴	○ 社会構造 • 総人口：13 億 3,422 万人（2018 年、IMF 推計） ○ 経済環境 • 一人当たり GDP：2,016 ドル（2018 年、IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：7.3%（2018 年、IMF 推計） • 1 ドル=73.99 ルピー/1 ルピー=1.54 円(2018/10/31)	
2. 金融制度概要	○ 銀行等の業態分類（機関数、総資産）（2017 年 3 月末） 【指定商業銀行】（根拠法はいずれも 1949 年銀行規制法） • 公的銀行部門－ステイト銀行グループ（6、33.2 兆ルピー） • 公的銀行部門－国有銀行（21、64.1 兆ルピー） • 民間銀行部門－民間銀行（21、36.0 兆ルピー） • 民間銀行部門－外国銀行（49、8.1 兆ルピー） 【その他銀行部門】 • 地域銀行（3、80 億ルピー[1]、1949 年銀行規制法） • 地域農村銀行（56、4.8 兆ルピー[2]、1949 年銀行規制法/1976 年地域農村銀行法） • 協同組合信用機関（都市協同組合銀行 1,562、5.4 兆ルピー、農村協同組合信用機関 94,384、9.2 兆ルピー、1949 年銀行規制法/各州協同組合法） 【ノンバンク金融機関】 • ノンバンク（11,522、19.7 兆ルピー[3]、会社法） • 全インド金融機関（4、6 兆ルピー[4] 、個別法） ○ 監督官庁：インド準備銀行（RBI） ○ 預金保険制度：あり（元利合計 10 万ルピー上限）	○ 政府が株式の一部を保有している公的銀行部門のプレゼンスが高い。 ○ 特に公的銀行部門のステイト銀行グループに属するインドステイト銀行（SBI）が、銀行単体では最大（総資産 34.5 兆ルピー）。（2018 年 3 月末） SBI は 2017 年に新たに関連銀行 5 行を合併した。 ○ 民間銀行では HDFC 銀行が最大手（総資産 10.6 兆ルピー）。 ○ 2000 年代から政府が銀行を通じた金融包摂政策に注力している。 ○ 預金保険制度は 1961 年という、世界的にも早い時期に創設された。預金を受け入れる機関であっても、ノンバンクは保証対象外である。

[1] 2017 年 3 月末の値
[2] 同上
[3] 預金受入型、及びシステム上重要な非預金受入型ノンバンクの計数
[4] 4 行合計

3．郵便貯金の概要	○ 郵便貯金制度・経営形態 • 財務省が通信省の郵便総局に対して、金融サービスの提供を委託。 • 通信・情報技術省は郵便局を運営するインディア・ポストの郵便局網を通じて金融サービスを提供（郵便貯金銀行）。 ○ サービス提供形態 • 郵便局は全国に 154,965 局（2017 年 3 月末）あり、うち 89.7%が地方部に存在する。 ○ 顧客基盤 • 取扱貯蓄商品の口座数は約 4 億口座。 • 銀行窓口の少ない地方部の金融サービス窓口として重要な役割を果たす。 ○ 主な商品 • 財務省による少額貯蓄制度の主実施機関として、個人向け預金、送金・決済、生命保険・ファンド販売、年金口座開設・掛金支払等様々な商品・サービスを提供。貸付業務は行わない。	○ 郵便貯金銀行は 1873 年政府貯蓄銀行法を根拠法として設立された。銀行免許を持たず、RBI からの監督も受けない。 ○ インディア・ポストはインドで最大規模のネットワークを持つ機関で、154,965 局で 43.3 万人を雇用する。 ○ 郵便貯金銀行の預金残高は 6.8 兆ルピー（2017 年 3 月末）で、大手商業銀行に匹敵する。 ○ 預金利子率は一般の商業銀行と比べて有利に設定されていたが、これに対して商業銀行から反発があり、利子率が引き下げられた。貯蓄口座の年利は 4.0%で、他行と同水準。 ○ 2015 年、女児向けの教育・結婚資金の積立口座の取扱を開始。
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○ 個人金融資産 【預金残高】 • 指定商業銀行：74.1 兆ルピー[5]（2018 年 3 月末） • 郵便貯金銀行：6.8 兆ルピー（2017 年 3 月末） • 地域農村銀行：4.0 兆ルピー（2018 年 3 月末） • 協同組合信用機関：5.1 兆ルピー（農村協同組合信用機関のみ、2016 年 3 月末） ○ 家計金融資産の純増 • 総額：18.8 兆ルピー（2018 年 3 月末） • 内訳：現預金・生命保険 84.4%、退職基金・年金準備金 19.3%	○ 郵便貯金銀行以外の預金受入機関として、指定商業銀行、地域農村銀行、協同組合信用機関の存在感も大きい。 ○ 指定商業銀行の貯蓄口座の預金残高はほぼ毎年 10%以上増加している。 ○ 家計の金融資産は 2010 年以降、ほぼ毎年 10 兆ルピー程度純増している。株式等の有価証券の占める割合は小さい

[5] 家計部門からの預金のみ

5．最近の金融動向と今後の展望	○ マイクロファイナンス等 • 2014 年 8 月から、Jan-Dhan Yojana（JDY）と呼ばれる金融包摂政策が開始された。簡易な手続により貯蓄用の口座を開設し、同時に生保・損保、当座貸越等の金融サービスが利用可能である。 ○ 新銀行の設立 • 政府は 2013 年に新規業態の銀行への参入ガイドラインを発表し、2015 年に郵便総局を含む 11 機関に「支払銀行」、10 機関に「小型銀行」の仮免許をそれぞれ交付した。内、「支払銀行」は 7 機関、「小型銀行」は全 10 機関が営業を開始している（2018 年 11 月時点）。 ○ 金融関連法案 • ブラックマネー対策、租税回避対策等に関連した法整備、国際協力が進んでいる。 ○ 不良債権問題 • 2012 年頃から銀行の不良債権が増え始めた。 • 不良債権を処理するため、①銀行資産の精査、②処理の法的枠組みとしての破産法改正、③公的資本注入が行われている。 • 銀行が不良債権の処理を進めている間は、リテール部門を含めた新規貸出が滞る恐れがあることには注意を要する。 ○ フィンテック、キャッシュレス化、モバイル決済 • リテール決済のうち、電子決済のシェアは 2011 年度の 17%から 2017 年度は 68%に急増した。 • リテール決済が変化している背景には、政府による環境整備がある。2016 年、インド決済公社はスマートフォンを利用して銀行口座間の即時送金を行う統一決済インターフェース（UPI）を開発した。UPI を通じた決済は急成長しており、その金額ベースの規模は 2017 年度に前年比+1,481%だった。	○ PMJDY により開設された口座数は 3.4 億口座、預金残高は 8,423.8 億ルピーに達した（2018 年 11 月）。 ○ 背景には金融包摂を進捗させたいという政府の意向がある。 ○ 支払銀行の予備免許交付機関のうち、予備免許を返上した機関は 3 つあり、未開業の機関は 1 つである（2018 年 11 月時点）。 ○ ブラックマネー対策として、政府は 2016 年 11 月に高額紙幣の廃止を発表した。新紙幣との交換のため銀行への預金が急増した。 ○ 不良債権の大部分は、国有銀行部門が抱えている。 ○ UPI の特徴は、オープンなインターフェースであるため参加銀行は独自にスマートフォン用の UPI アプリケーションを開発して利用者にサービスを提供できること、国が開発したため取引に係る手数料は限りなくゼロに近いことである。

	○ 郵便貯金の動向 • 郵便貯金銀行は新基幹 IT システム（CBS）の導入を進めており、各局の新システムへの接続が進捗している。 • 2015 年 9 月、政府は郵便総局に対して新銀行「インディア・ポスト支払銀行」（IPPB）の仮免許を交付した。 • IPPB は 2017 年 1 月 20 日に RBI から免許を取得し、同月末から地域限定で営業を開始した。 • 2018 年 9 月 1 日、IPPB は正式に業務を開始した。650 の支店と、3,250 の ATM での開業となった。	○ IPPB では 3 種類の預金口座、送金、決済などの金融サービスを提供する。

II. インドネシア共和国

＜要約＞

概要		特徴
1. 市場環境の特徴	○ 社会構造 ・ 総人口：2 億 6,532 万人（2018 年 IMF 推計）	
	○ 経済環境 ・ 一人当たり GDP：4,052 ドル（2018 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：5.3%（2018 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=13,877 ルピア/1 ルピア=0.01 円(2018/4/30)	
2. 金融制度概要	○ 銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法）（2018 年 2 月末） ・ 商業銀行（115、98.4%、1992 年銀行法） ✧ 国有銀行（4、38.6%） ✧ 地方開発銀行（27、8.2%） ✧ 国内民間外為銀行（42、40.2%） ✧ 国内民間非外為銀行（21、1.2%） ✧ 合弁銀行（12、4.6%） ✧ 外国銀行（9、5.6%） ・ 庶民信用銀行（1,615、1.7%、1992 年銀行法） ○ 監督官庁：金融サービス庁（OJK） ○ 商業銀行と庶民信用銀行の個人預金（2018 年 2 月） ・ 総額：5,143 兆ルピア ・ 当座預金：22.4% ・ 定期預金：44.1% ・ 貯蓄預金：33.5% ○ 銀行による貸出残高（2018 年 2 月） ・ 総額：4,692 兆ルピア ○ 預金保険制度 ・ 預金保険の対象として、商業銀行（外国銀行の国内支店を含む）、庶民信用銀行、シャリーア商業銀行、シャリーア庶民信用銀行の預金が保護される。1 預金者当たり最高 20 億ルピアまで保証。 ○ 金融税制 ・ 利子所得には 20%、配当所得には非居住者の場合は 20%、居住者の場合は 10%の源泉分離課税。	○ 2013 年 12 月末に銀行監督、バンキングライセンス発行等の権限が中央銀行（BI）から金融サービス庁（OJK）に移譲された。 ○ 商業銀行、国民信用銀行のうち、イスラム金融のみを取扱う銀行については別途根拠法として 2008 年シャリーア銀行法が施行されている。 ○ 外国銀行の国内支店は預金保険の対象となる一方、国内商業銀行の海外支店は対象外となっている。

3. インドネシア・ポストの概要	○ 郵便貯金制度・経営形態 ・ 郵便サービスを提供するインドネシア・ポスト（PT Pos Indonesia）は、政府 100%所有の株式会社である。 ・ インドネシア・ポストの金融業務は、郵便為替、郵便振替と言った送金業務は自己の業務として実施しているが、その他の預金業務等については BTN 銀行など他の金融機関からの委託により実施している。 ○ 主な商品 ・ 郵便為替、代引払い、振替・振込等の他、民間銀行の商品・サービス（預金、貸付等）を郵便局で提供している。	○ インドネシア・ポストでは 2016 年の金融サービスによる収益が約 1.117 兆ルピアで、総収益の 23%を占めている。 ○ ウェスタン・ユニオン社との業務提携により、国際送金サービスを提供している。
4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○ BTN 銀行 ・ 1897 年に Postspaarbank として設立され独立後の 1950 年に郵便貯蓄銀行（インドネシア名：Bank Tabungan Pos、英名：Savings Bank Pos）に改名、1968 年に国有銀行に。現在でもインドネシア・ポストと協業し、郵便局窓口を通じて貯蓄口座商品を提供している。 ・ 1974 年以降住宅ローンの専門機関として発展した経緯から、貸出面では 9 割が住宅関連。 ・ 郵便局で取り扱われる預金商品は、同行普通貯蓄口座や国営大手行よりも魅力的な利率設定ながら、各種定期預金商品には及ばない水準。 ○ 庶民信用銀行 ・ 小規模企業や地域コミュニティーに向けての金融機関。 ・ 当座預金の受け入れ、銀行間決済システムの取扱いは禁止されている。 ・ 融資手続が比較的簡単で、貸出金利は高めに設定されている。 ○ 協同組合 ・ 貯蓄と貸付を取り扱う協同組合が存在し、原則として担保に基づき運転資金等にかかる貸出を行なっている。	○ インドネシア・ポストは国民に身近な存在で、低中所得者層の顧客が多く、他金融機関と比較して口座管理手数料の低い預金商品を提供している。 ○ BTN 銀行は住宅金融の最大手行となることを目標に、個人住宅ローン貸出への特化を図っている。 ○ 業務範囲として定期預金、普通預金の受け入れと貸出。

	○ 国営質屋 ・ 現金の短期融資を行なうが、預金受入は行なっていない。	
5．最近の金融動向と今後の展望	○ リテール・バンキングへの重点シフト ・ 所得水準の向上に伴って中間層の厚みが増し、インドネシアのリテール金融のビジネスチャンスが大きく広がる中、商業銀行は、消費意欲が旺盛になりつつある人々のニーズを取り込もうと、自動車ローンや住宅ローン、クレジットカード等の事業を急速に拡大している。 ○ 金融包摂に向けた主な取り組み ・ インドネシアでリテール金融へのシフトが重点戦略となる中、金融サービスへのアクセスの提供機会を高める、金融包摂に向けた取り組みが、世界銀行やインドネシア政府のイニシアチブのもとで推進されている。 ・ 具体的には、マイクロファイナンスの普及、テクノロジーの進展、金融教育等が進められている。 ○ 金融セクター改革 ・ 金融セクター改革として、銀行の健全性や効率的な規制体制や監督体制などを推進する取り組みや、外国銀行の出資比率規制の強化、国立社会保障制度の導入などが進められている。 ○ キャッシュレス化の状況 ➢ 金融包摂に向けた取り組みの一環として、インドネシア政府はキャッシュレス化を進めており、その結果電子マネーの発行数や取引金額は大幅な増加傾向が続いている。 ○ モバイル決済の動向 ➢ インドネシアでは、携帯電話の普及率が高まる中で、アプリなどの利用が可能なスマートフォンの普及率もかなり高まっており、モバイル決済普及の素地はできている。 ○ インドネシア・ポストの動向 ・ マンディリ銀行を含め、BTN 銀行以外との協業にも積極的に取り組んでいる。広範な国内ネット	○ インドネシアでは個人消費の拡大に伴いリテール・バンキングへの注目度が高まっている。 ○ こうした金融包摂に向けた取り組みを背景に、15 歳以上人口の口座保有比率は、2014 年の 36%から、2017 年には 49%と大きく上昇。 ○ 外国銀行の出資比率規制の例外規定を活かして、日系含むアジア各国の銀行が進出。 ○ 2015 年 7 月以降、老齢年金、雇用保険の給付等を拡充する国立社会保障制度が導入。 ○ 2017 年の電子マネー発行数は約 9,000 万件と、2014 年の 3,574 万件から、約 2.5 倍にも増加している。 ○ FT Confidential Research の調査によると、調査対象者中約 3 割がモバイル決済を利用したことがあると回答、モバイル決済が浸透し始めている。

	ワークを有することから業務提携の申し込みも多い。	

III. オーストラリア連邦

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○ 社会構造 • 総人口：2,515 万人（2018 年 IMF 推計）	
	○ 経済環境 • 一人当たり GDP：59,655 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：3.0%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=1.28 オーストラリア・ドル(豪ドル) オーストラリア・ドル(豪ドル)=83.85 円(2017/12/31)	
2. 金融制度概要	○ 銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法、2017 年 12 月末） • 国内銀行（33、86.8%、1959 年銀行法） • 外国銀行現地法人（7、2.8%、1959 年銀行法） • 外国銀行支店（44、9.2%、1959 年銀行法） • 住宅金融組合（3、0.3%、1959 年銀行法） • 信用組合（54、0.8%、1959 年銀行法） ○ 監督官庁：オーストラリア健全性規制庁、オーストラリア証券投資委員会 ○ 預金保険制度：あり（リーマンショック後に措置、保証限度額一人当たり最高 25 万豪ドル。事前保険料徴収はなく、破産時に対応。）	○ 大手 4 行（ウェストパック銀行、コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、オーストラリア・ニュージーランド銀行）の存在感が大きい。 ○ 認可預金受入機関の監督は、オーストラリア健全性規制庁が行っている。 ○ 預金保険制度について、オーストラリア準備銀行は各銀行に事前に保険料を課すことを提案しているが、前アボット政権はこれに反対していた。
3. 郵便貯金の概要	○ 郵便貯金制度・経営形態 • オーストラリア郵便公社が、金融機関からの受託業務として預金等の金融サービスを提供。 • オーストラリア郵便公社は 100%政府出資。 ○ 郵便公社等との関係・拠点 • 全国 4,379 局の郵便局のうち、3,500 局超で預金サービスを提供。（2017 年 6 月末） ○ 顧客基盤 • 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていないものの、地方・僻地において郵便局が重要な役割を果たしていると自任している。	○ 預金業務については、77 の金融機関から委託を受け、全国 3,500 を超える店舗でサービスを提供している。（2018 年 6 月） ○ 地方・僻地の店舗維持を図るとともに、近年は実店舗だけでなく、サービスのオンライン化を通して業務の効率化も進めている。

	○ 主な商品 • 預金口座、送金、保険、プリペイドカードなど様々な商品を提供。	
4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○ オーストラリアにおけるリテール金融機関 • リテール金融機関として、オーストラリア郵便公社、住宅金融組合・信用組合、金融会社・金融業者などが挙げられる。 ○ 家計金融資産・負債の動向（2017 年 6 月末） • 家計金融資産残高は総額 4 兆 8,859 億豪ドル。現預金が 21.7 %、スーパーアニュエーションが 54.3%、株式・その他証券が 18.7 %を占める。 • 家計の金融負債額は 2 兆 3,008 億ドル。主に銀行借入によって占められている。住宅価格の上昇などに伴い、住宅ローンや住宅投資向けの貸出が家計債務増の要因となっている。	○ 個人金融資産の半分以上をスーパーアニュエーションが占める。スーパーアニュエーションとは、強制加入の私的年金であり、個人の資産形成に大きな役割を果たしている。 ○ 2017年末時点で預金全体に占める住宅金融組合と信用組合のシェアは1.6%程度。貸出に占めるシェアは、住宅金融組合が0.4%、信用組合が1.2%、金融会社・金融業者が3.7%。
5. 最近の金融動向と今後の展望	○ 金融制度改革の動向 • 相次ぐ金融機関の不正行為をきっかけに、金融機関の監査機能の見直しが行われている。 ○ マイクロファイナンス • 教会系慈善団体が古くから独自でマイクロファイナンスを提供。最近では、政府が民間金融機関と協力し、金融包摂プログラムに取り組む。 ○ コミュニティ銀行 • ベンディゴ銀行は、独自のビジネスモデルであるコミュニティ銀行を展開し、地域に根差した金融機関として成功している。 ○ 最近のリテール決済 • クレジット/デビットカードの普及が進み、現在ではキャッシュレス決済が主流の支払い方法に。 • 個人間の送金方法としてモバイル決済が成長。 • 政府の支援もあり、フィンテック関連企業は 600 社まで増加。 ○ オーストラリア郵便公社の動向 • 本業である郵便の配送件数は減少が見込まれ、金融業務の強化やデジタル技術の活用といった収益構造の変革に取り組んでいる 。	○ 2017年には金融業界の不正行為を調査する王立委員会が設置され、金融機関による不正行為の調査が行われている。 ○ ソーシャルファイナンスの取り組みとして、低金利ローンのほか、貯蓄促進プログラム等が提供されている。 ○ コミュニティ銀行は預金受入機関ではなく、ベンディゴ銀行の取扱商品を提供する代理店という位置付けである。 ○ 最近では、レジに備え付けられた読み取り機にカードをかざすだけで決済が可能な非接触（Contactless）決済機能を具えたクレジットカードやデビットカードの普及が進んでいる。 ○ 金融業務として、ネット上で公共料金の支払や請求書の管理ができるサービスを開始。

IV. シンガポール共和国

＜要約＞

<table>
<tr><th colspan="2">概要</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td>1. 市場環境の特徴</td><td colspan="2">○社会構造
• 総人口：561 万人（世界第 110 位、2017 年 IMF 推計）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○経済環境
• 一人当たり GDP：53,880 ドル（2017 年、シンガポール統計局）
• 実質 GDP 成長率：2.5%（2017 年、シンガポール統計局）
• 1 ドル=1.34 シンガポール・ドル/1 シンガポール・ドル=84.49 円(2017/12/31)</td></tr>
<tr><td>2. 金融制度概要</td><td>○銀行等の業態分類（機関数、根拠法、2017 年 3 月末）
• 国内銀行（5、1970 年銀行法）
• 外国銀行
・フルバンク（29、1970 年銀行法）
・ホールセールバンク（56、1970 年銀行法）
・オフショアバンク（37、1970 年銀行法）
• マーチャントバンク（32、1970 年シンガポール通貨監督庁法、1970 年銀行法）
• ファイナンスカンパニー（3、1967 年ファイナンスカンパニー法）
○監督官庁：シンガポール通貨監督庁（MAS）
○預金保険制度：シンガポール預金保険公社（SDIC）が業務を担う。保証限度額は、1 金融機関、預金者一人当たり 5 万シンガポール・ドル。
○金融税制：利子所得、キャピタルゲインは非課税。</td><td>○1999 年以降、外国銀行を積極的に誘致してきた。
○外国銀行との競争の結果、国内銀行の合併・統合が進んだ。
○預金保険制度は、全てのフルバンクとファイナンスカンパニーが加盟義務を有し、毎年保険料を支払う。
○配当所得は、一段階課税方式により、法人が課税所得に関し納税した税金が最終課税となる。</td></tr>
<tr><td>3. 郵便貯金の概要</td><td>○郵便貯金制度・経営形態
• かつては POSB 銀行（シンガポールの郵貯銀行）が存在したが、1998 年に DBS 銀行によって買収された。
• 2011 年の DBS 銀行とシンガポール･ポストとの提携により、2012 年から DBS/POSB ブランドの金融サービスを提供している。
○顧客基盤
• 外国人労働者が多いため、外国人向けの預金サービス等も展開している。
○主な商品</td><td>○DBS 及び POSB ブランドでは、インターネット・バンキングの手数料を優遇するなど、顧客を店頭での取引からオンラインでの取引に誘導している。</td></tr>
</table>

	シンガポール・ポストでは、DBS/POSB の預金口座の他、公共料金の支払い、各社ローンの返済受付、保険やクレジットカードの提供等を行っている。	
4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○個人金融資産（2017 年 12 月末） • 総額：11,542 億シンガポール・ドル • 現金・預金：36.4% • 生命保険積立金：15.6% • 中央積立基金：31.6% • 有価証券：16.4% ○貸出残高（2017年12月末） • 家計の借入総額：3,235 億シンガポール・ドル • うち住宅ローン：75.5%	○金融資産の保有残高は 2007－2017 年の 10 年間で 1.99 倍以上に成長。 ○住宅ローンのうち、83%が金融機関から、17%が住宅開発庁からの借入である。
5. 最近の金融動向と今後の展望	○最近の金融動向 • 国内銀行が周辺のアジア諸国への展開を積極化させている。 • 通貨金融庁が一部の外国銀行に対して、リテール部門の現地法人化を義務付けた。 • バーゼルⅢ規制の導入が進展している。大手銀行を国内のシステム上重要な銀行に指定し、通常より厳しい資本規制を求めている。	○銀行によって主要展開先が異なり、DBS 銀行は香港、OCBC 銀行と UOB 銀行は東南アジアに強い。 ○政府の意向としては、リテール部門の現地法人化によって外国銀行を国内市場に根付かせ、金融の安定化を図っている。

Ⅴ．大韓民国

＜要約＞

<table>
<tr><th colspan="2">概要</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td>1．市場環境の特徴</td><td colspan="2">○社会構造
• 総人口：5,166 万人（2018 年 IMF 推計）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○経済環境
• 一人当たり GDP：32,046 ドル（2018 年 IMF 推計）
• 実質 GDP 成長率：2.8% （2018 年 IMF 推計）
• 1 ドル=1,122 ウォン/1 ウォン=0.10 円(2018/11/30)</td></tr>
<tr><td>2．金融制度概要</td><td>○主な金融機関業態（機関数、根拠法、2017年12月末時点）
• 商業銀行（52、銀行法）
• 専門銀行（政府系金融機関）（5、個別法）
• 相互貯蓄銀行（79、相互貯蓄金融会社法）
• 信用組合（895、信用組合法）
• マーチャントバンク（1、金融投資サービス・資本市場法）
• 生命保険会社（25、保険業法）
• 証券会社（55、金融投資サービス・資本市場法）
○監督官庁：金融監督委員会、金融監督院
○預金保険制度：韓国預金保険公社（KDIC）の保証上限額は、1 金融機関の 1 預金者当たり 5,000 万ウォンである。信用組合に預け入れられている預金の保証は、韓国信用組合連合会が行う。信用組合の預金保険の上限額も、1 金融機関の 1 預金者当たり 5,000 万ウォンである。
○金融税制
• 韓国では、個人（居住者）の利子・配当所得には各種の源泉徴収税率が適用される。例えば、利子所得のうち、事業外貸付利子には 25%、その他の利子所得に対しては 14%が課される。</td><td>○ 商業銀行（全国的に展開する都市銀行、農村地域を対象とする地方銀行及び、外国銀行支店）、専門銀行（政府系金融機関）が、金融機関全体の総資産に占める割合は約 52.3%である。</td></tr>
</table>

3．郵政事業本部・郵便貯金事業の現況	○郵便貯金制度・経営形態 • 経営形態：政府部門 • ユニバーサル・サービスの提供義務：なし • 2016 年における郵政事業本部の預金口座数は、約 2,056 万口座であり、その水準は 2011 年以降大きな変化は見られない。 • チャネルのラインナップ：郵便局窓口、ATM、金融サービスのポータルサイト「Ever Rich」 ○主な業務内容 • 預金商品は、普通預金 14 商品、定期預金 10 商品、積立預金 6 商品、その他 1 商品の計 31 商品である。貯蓄商品は、普通預金、貯蓄預金、定期預金、積立貯蓄定期預金である。インターネットバンキング専用商品の e-POSTBANK 預金の利用者については、e ポストキャッシュカード、チェックカード、その他提携カードを用いて、郵便局だけでなく、地下鉄の駅などの公的機関にある共同 ATM 機を通じて、口座からお金を引き出したり、口座を確認したりすることができる。 • 郵政事業本部内の金融関連サービスは、郵便貯金と郵便保険であり、本部内の郵便貯金基金運用チーム(The Postal Savings Fund Management team)及び郵便保険アセット・マネジメント・チーム(the Postal Insurance Asset Management team)が、それぞれ資金運用を行っている。	○2013 年 3 月 23 日、省庁再編により、新たに創設された未来創造科学部（Ministry of Science, ICT and Future Planning, MSIP）の管轄下にある国営の郵政事業本部の一業務として運営されてきた。2017 年 7 月に MSIP が廃止され、科学技術情報通信部（Ministry of Science and ICT, MSIT）に管轄が移っている。 ○全国で 1,740 台の 365 日稼働 ATM が設置されている（2017 年 11 月）。

4. 個人向け金融サービス	○個人金融資産 • 現金・預金：44%　（2016 年） • 生命保険・年金：21%（2016 年） • 株式：17%　（2016 年） • その他：18%　（2016 年） ○貸出残高（2017年12月末） • 総額：2,487 兆ウォン（貸出残高全体に占める各金融機関のシェアは下記の通り） • 国内銀行：71% • 専門クレジット金融会社：2% • 保険会社：8% • 信用組合：2% • 相互貯蓄銀行：2% • 証券会社：2%	○金融資産の中で、現金・預金残高が 4 割強。 ○主な金融機関の要注意債権(substandard and below loans)の割合をみると、相互貯蓄銀行が5.1%と比較的高い（2017 年 12 月末）。
5. 5. 最近の金融動向と今後の展望	○マイクロファイナンス • マイクロファイナンス機関の運営にあたり、官民が共同で貸出業務を行うスマイル・マイクロクレジット銀行が特徴的である。 • 2015 年 8 月のハナ銀行のミャンマーでのハナマイクロファイナンス設立、2016 年には IBK キャピタルが同国でマイクロファイナンス会社のライセンスを申請し、NH 農協銀行がミャンマーに拠点を設立した。金融機関のマイクロファイナンス事業における東南アジア進出が相次いでいる。 ○バーゼルⅢの導入状況 • 金融委員会（FSC）により、バーゼルⅢに絡み、2015 年 1 月より、流動性カバレッジ比率（LCR）規制が導入された。FSC が商業銀行に求める LCR は、毎年引き上げられ、2019 年には 100%以上となる。専門銀行には 60%以上、外国銀行国内支店には 20%以上の LCR がそれぞれ適用されることになる。 ○キャッシュレス化の状況 • 韓国ではキャッシュレス化が進展。少額の支払にもクレジットカードやデビットカードが利用される。その背景には、企業や個人の経済活動を把握するために、政府がカード決済を政策的に奨励したことがある。	

	• 2016 年 5 月、韓国銀行は「Payment System Policy Roadmap – Vision 2020」を発表、決済システムの向上と安全性・効率性を確保するためのロードマップを提示、ロードマップでは、第一に決済インフラの向上、第二に決済サービスにおけるイノベーションの推進、第三に中央銀行の機能強化が 3 つの戦略的目標に。 • フィンテック産業育成に向けて、2015 年以降、韓国政府は金融と IT の融合、非対面取引、ブロックチェーン等新技術の導入に対する支援計画を打ち出し、金融緩和を進めると共に、2018 年 12 月にはレギュラトリー・サンドボックスを導入する法案を成立させた。政府の支援のもと、商業銀行と IT 企業の提携や異業種によるフィンテックを活用した金融セクター参入の動きが広がっている。 • 2017 年より、インターネット専業銀行である K バンク、カカオバンクの 2 行がインターネット専業銀行として営業を開始した。両行とも順調に利用者が拡大している。 • 韓国銀行は、2016 年以降、「簡易決済（easy payment）」及び「簡易送金（easy transfer）」に関する統計を発表している。簡易決済、簡易送金サービスの取引は日に日に拡大しており、2016 年中だけでも、一日当たりの取引量、金額ともに、3～5 倍も増加した。 ○今後の郵政事業本部の動向 • 新技術・新事業導入や、顧客ニーズに適した新商品の開拓、ICT を駆使した業務の効率化や利便性向上に加え、拠点数を活用した顧客との関係構築や、金融専門家の育成により、オンライン・オフラインを問わずに顧客との関係強化を目指している。 • 郵政事業本部は、安定した収益に基づき、韓国民がいつでも、どこでもアクセスできるユニバーサル郵便サービスを促進することをミッションとしている。これを踏まえ、「郵便サービスの革新と拡大」、「持続的成長に向けた基盤整備」、「強固な金融サービスの提供」、「創造経済の推進と国民の幸福の支援」の 4 つを戦略として掲げている。	○ インターネット専業銀行や、携帯電話を使った簡易決済、簡易送金サービスなどのモバイルペイメントも急速に普及している

VI. 台湾

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：2,360 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 • 一人当たり GDP：25,534 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：2.7%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=30.73 台湾元/1 台湾元=3.61 円(2018/12/31)	
2. 金融制度概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法） • 商業銀行（37、77.5%、銀行法） • 外国銀行（29、7.9%、中国大陸地域在台支店 2.7%、銀行法） • 信用合作社（23、1.2%、信用合作社法） • 農会・漁会信用部（311、3.3%、農業金融法） • 中華郵政貯金事業（1、10.1%、郵便貯金法） ○監督官庁 • 金融監督管理委員会（FSC）を中心に、金融機関の監督・監査業務の他、金融政策の策定も行っている。 ○預金保険制度： • 預金保険法に基づき 300 万台湾元まで保証される。 ○金融税制 • 郵便貯金の通常貯金口座の利子：非課税 • キャピタルゲイン：非課税（2016 年 1 月以降）	○人口が減少傾向にある台湾であるが、37 行と多くの商業銀行が競合している。 ○政府はアジアに通用する競争力のある大手銀行を数行育成するため、銀行間の合併再編を推し進めている。 ○2013 年 1 月よりバーゼルⅢ自己資本規制を導入し、2019 年までに段階的移行期間を経て、リスクアセットに対する自己資本比率 Tier1 が 8.5%以上、総自己資本比率 10.5%以上が求められる。 ○金融機関への預金に対する利子については、27 万台湾元を限度とする利子額の所得控除がある（通常貯金口座利子を除く）。 ○2015 年に所得税法が改正され、2016 年 1 月からキャピタルゲイン課税は廃止された。
3. 中華郵政貯金事業の概要	○郵便貯金制度・経営形態 • 台湾政府（交通部）100%出資の株式会社 ○金融サービス提供の形態 • 郵便局窓口を通じて提供する金融サービス（貯蓄預金、送金業務及び簡易保険業務、郵便年金等） • 郵便局に設置されている専用 ATM	○預金機関全体の預金残高 42.6 兆台湾元の内、中華郵政貯金事業は全体の 14.2%に相当する 6.1 兆台湾元を占めている（2018 年 12 月末）。

	• インターネット・バンキング（ATM カードのデータを読み取る端末が別途必要） ○顧客基盤・預金残高（2017 年 12 月末） • 預金残高は 6.0 兆台湾元。 • 顧客基盤は個人。預金全体の 9 割超を占めている。 • 口座数は 3,590 万口座。内、78.3%が普通預金口座、17.3%が定期預金口座、4.5%が振替口座。 ○主な商品・サービス • 預金、生命保険、小口貸付、住宅ローン等を提供。	○中華郵政の事業収入のうち、保険料収入が 44.1%、利子収入が 33.5%を占めている（2018 年）。
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○中華郵政貯金事業 • 国内最大のリテール金融機関。 • 預金残高は約 6.1 兆台湾元と、国内銀行最大手の台湾銀行（4.0 兆台湾元）の 1.5 倍相当。 • 郵便局数も国内銀行全体（3,403 支店）の 4 割程度の 1,298 局を有し、368 自治体中の 365 に郵便局を配置。 • 国内銀行に比べ、預入金利は同程度あるいは低利となっている。 ○信用合作社 • 日本の信用金庫、信用組合に相当する協同組織の金融機関。 • 2018 年 12 月末の合作社数は 23 社、支店数は 276 支店と、1998 年(54 社、446 支店)に比べて大幅に減っているが、2014 年以降支店数はやや増加している。 ○農会・漁会信用部 • 農会信用部は農業、漁会信用部は漁業と、特定の職域に所属している組合員に対し小口融資を行っている。 • 2018 年 12 月末の農会・漁会信用部数は計 311、支店数は 860 である。農村部や漁村地域では重要な金融チャネルとなっている。 ○家計の金融資産・負債の動向 • 家計部門（非営利団体を含む）の資金構成は、現預金が 39.3%、国内有価証券が 22.3%、その他資産が 38.4%となっている（2017 年 12 月末）。 • 家計部門（同上）の負債は 15.6 兆台湾元となった（同上）。	○中華郵政貯金事業の存在感（支店数、預入残高）が他を上回る。 ○民間銀行からの批判（民業圧迫等）が少ないことから、今後も国営事業体として運営される公算が大きい。 ○2017 年の負債全体の伸びは、前年比＋4.5%と、資産の伸び（同）＋7.8%を下回る水準で推移した。

5．最近の金融動向と今後の展望	○最近の金融動向 • 15 歳以上人口の 94.2％が金融機関に口座を保有、ATM は人口約 800 人に 1 台と、台湾の金融包摂は世界的にみて比較的高水準。 • 金管会はキャッシュレス化に向け、モバイル決済の比率を 2016 年から 5 年で 2 倍にし、2025 年時点で 90％まで引き上げると表明している。 ○中華郵政貯金事業の動向 • 民業圧迫との批判は少なく、今後も国営事業体として運営される見通し。 • 事業面では、人口減少・少子高齢化等に応じた経営戦略や商品ポートフォリオを提供していく必要がある。 • 郵便局の効率的な配置を促進するため、利用者が少なく、局員も 1-2 名の郵便局を閉鎖する方針と報道されている。	○2018 年 6 月、金管会は「金融発展行動方案」を発表し、銀行・証券・保険・フィンテックの 4 分野について数値目標を設定した。

VII. 中華人民共和国

＜要約＞

概要		特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：13 億 9,698 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 • 一人当たり GDP：10,088 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：6.6%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=6.85 元/1 元=16.17 円（2018/8/31）	
2. 金融制度概要	○金融制度：銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法、2016 年 12 月末） • 政策銀行、国家開発銀行（3<9.9%>、1993 年「金融体制改革に関する決定」等） • 商業銀行（大型商業銀行 5<37.3%>、株式制商業銀行 12<18.7%>、都市商業銀行 134<12.2%>、民営銀行 8<N.A.>、外国銀行等 39<1.3%>、農村商業銀行 1,114<8.7%>）、「商業銀行法（2015 年改正）」） • 農村合作金融機関（農村商業銀行 1,114<8.7%>、農村合作銀行 40<0.2%>、農村信用合作社 1,125<3.4%>、1996 年「農村金融制度改革に関する決定」） • 新型農村金融機関（村鎮銀行/貸出公司/農村資金互助社 1,504<4.1%>、2006 年農村地域における銀行業金融機関の参入政策を調整緩和し、社会主義新農村建設をよりよく支援することに関する若干の意見） • 中国郵政儲蓄銀行（1、新型農村金融機関の資産と合わせてシェア 4.1%、「商業銀行法（2015 年改正）」） ○外資銀行等 • 14 カ国・地域の外国銀行が、39 の現地法人と 315 の支店を設置（2016 年 12 月末）。 • 外資銀行の総資産は 2.9 兆元、全銀行資産の 1.3%を占めている（2016 年 12 月末）。 ○監督官庁：2018 年 3 月、銀行業監督管理委員会と保険監督管理委員会が統合され、新たに中国銀行保険監督管理委員会が発足した。 ○預金保険制度： 2015 年 5 月 1 日より導入	○大型商業銀行 5 行の資産規模は 92 兆 8,145 億元と、全体の 36.8%を占める（2017 年 12 月末）。 ○2001 年の中国の WTO 加盟を機に、外国銀行による中国での現地法人の設立が許可された。 ○預金保険制度により、元本と利息

	○金融税制 • 利息取得（個人）：非課税 • 配当所得（個人）：20%の源泉徴収税	合計 50 万元までが保護対象となった。
3．中国郵政儲蓄銀行の概要	○郵政儲蓄銀行（Postal Savings Bank of China Corporation Limited, PSBC）の概要（数値は原則 2017 年 12 月末） • 設立時期：2007 年 3 月 • 主要株主：中国郵政集団が 100％保有していたが、2015 年 12 月に、総株式の 16.92％に相当する新株（451 億元相当）を第三者割当増資として、戦略投資家（計 10 法人）に割り当て。2016 年 9 月に香港取引所へ上場、中国郵政集団の出資比率は 83%から 69%に低下。 • 窓口拠点数：約 4 万ヵ所 • ATM 設置数：約 12 万台（2017 年末） • 主な金融サービス:外貨預金を含む預貯金、債券、手形、マイクロクレジット等の資産運用、中小企業向けのマイクロローン等小口貸付、決済・国内外送金業務、個人向け消費者金融業務等 • 主な融資先：三農（農業、農村、農民）、中小企業や地域コミュニティ向け等 • 個人顧客数：5 億 5,300 万人（2017 年末） • 総資産：9 兆 0,125 億元（2017 年末） • 預金残高（個人）：6 兆 6,488 億元（2017 年平均残高） • 預金残高（法人）：1 兆 1,577 億元（2017 年平均残高） • 純利益：477 億元（2017 年末）	○中国郵政集団の売上高のうち、金融サービスによる収入は全体の 76%を占め、郵政儲蓄銀行が同グループの稼ぎ頭となっている。 ○2012 年 1 月、郵政儲蓄銀行は従来の有限会社から株式会社へと組織が変更され、株式上場への道が開けた。
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○中国郵政儲蓄銀行 • 全国 4 万ヵ所を超える営業拠点数で、国有の大型商業銀行に並ぶ預金量を集める。 • 財務面も安定的で、2017 年 12 月には「リスクマネジメント最優秀行」の表彰を受けた。 • 預金利率は比較的低め。 ○都市商業銀行 • 地元に対するサービス提供を図るため、営業区域に制限あり。近年は上場による資金調達を図る動きも。 • 比較的堅調な経営状況ながら、今後各地の経済低迷が深刻化すれば不良債権問題のリスクも生じ得る。 • 預金利率は郵儲銀行よりも高めの設定が多い。	○都市商業銀行、農村合作金融機関、新型農村金融機関、中国郵政儲蓄銀行の総資産の合計は 66.4 兆元（2016 年末）、銀行業における総資産に占めるシェアは 28.6%。

	○中小農村金融機関 • 農村信用合作社を起源とする農村合作金融機関（農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社）と、新型農村金融機関に大別可能。 • 農村合作金融機関は、統合により経営基盤強化を図る動きあり。 • 預金利率は郵儲銀行よりも高めの設定が多く、特に中小規模機関（農村信用合作社など）でその傾向あり。 ○家計金融資産（2014 年 12 月末） • 総額：103.2 兆元 • 通貨：5.6% • 預金：49.1% • 株式・債券：8.2% • ファンド：0.9% • 保険：10.2% • 理財商品：13.4% • 信託商品：12.4% ○家計預金残高（2018 年 8 月末） • 総額：68.7 兆元 ○個人向け貸付残高（2018 年 8 月末） • 総額：35.6 兆元	○家計金融資産では人民元預金が占める割合が約 5 割である。 ○2009 年から 2017 年までの 8 年間で、家計預金残高は約 2.6 倍、家計向け貸付残高は約 5.7 倍に増加。
5．最近の金融動向と今後の展望	○民営銀行の新設 • 2014 年 7 月と 9 月、中国銀行業監督管理委員会は 5 行の民営銀行の設立を認可。2016 年にも合計 9 行が新規認可を取得。 • いずれも 100%民間出資によって設立され、リスク自己負担の前提で個人消費者、零細企業や特定の法人など向けに金融サービスを提供する予定。 ○金融包摂に関する政策動向 • 2016 年 1 月、国務院は「金融包摂推進発展計画（2016-2020 年）」（以下、「計画」）を公布し、小規模零細企業や農民、低所得者層、貧困層等を重点的な対象とし、従来の金融システムでは充分な金融サービスが受けられたなかった人々に対しても均等な機会を供与する方針を示した。 • 「計画」の発表を受け、銀保監会（銀監会）、財政部、	○中国の銀行業は国有商業銀行の影響力が大きく、中小企業や民間企業などは融資を受けにくい状況が続いている。民間資本による銀行業への参入を支援するため、銀監会は民営銀行の設立を積極的に認可する方針を示してきた。 ○中国政府は 2013 年 11 月の三中全会で採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」において、初めて金融包摂に言及した。

	人民銀行も金融包摂に関連する政策を発表。農村や貧困地域における金融サービスの拡充、小規模零細企業向け融資の奨励を図った。 ○金融包摂の進展状況 • 銀行拠点網や銀行口座、銀行カード保有数は普及に進展がみられるものの、小規模零細企業向け融資の改善は停滞。2017 年、金融包摂領域の小規模零細企業向け融資残高の前年比伸び率は 9.79%と全貸出残高の 12.7%を下回る状況。 ○最近のリテール決済の動向 • 中国ではモバイルインターネットの普及に伴い、モバイル決済が急速に普及。モバイル決済ユーザー数は 2017 年に 5 億 6,200 万人に達した。 • モバイル決済市場を支えるのは、アリペイ、ウィーチャットペイが提供する QR コード決済。QR コード決済は外食、小売といった利用頻度の高い小口決済を中心に普及。 • モバイル決済の普及に伴い、キャッシュレス決済も進展し、オフラインの消費活動におけるキャッシュレス決済の浸透率は 42.2%（2016 年）。 • ただしユーザーの 70%以上がモバイル決済の安全性に対して不安を感じている状況。今後はモバイル決済の安全性の確保、ユーザーの不安解消が課題に。 • モバイルを始めとするリテール決済の中心的役割を果たしているのは、第三者決済機関と呼ばれる銀行業以外の異業種からインターネット決済事業に参入した企業。 • 中国では 2010 年より第三者決済機関に対する監督管理に着手し、第三者決済機関に対して、人民銀行が交付する「決済業務許可証」を義務付け。2015 年には顧客の口座開設時に詳細な本人確認を要求した。 • QR コード決済を含むバーコード決済に対しては、2018 年 4 月より規制を強化し、バーコード決済をリスク対応力に応じて 4 段階に分類し、決済時に必要となる認証要素およびバーコードの性質により、ユーザーの一日あたりの限度額を設定した。	○銀保監会は、小規模零細企業向け貸出残高伸び率が、その他の貸出残高伸び率を上回るように指導しているため、今後、支援策が実施されるものと考えられる。 ○中国では、2013 年が「インターネット金融元年」と呼ばれているように、2013 年以降、モバイル決済をはじめ、消費者金融、P2P レンディング、資産運用、信用評価等の様々なインターネット金融サービスが急激に普及。 ○金融当局は第三者済市場が形成された当初、第三者決済機関に対して「寛容・観察」的態度をとり、リスクを承知で敢えて数年間は規制を設けず、新興産業の育成を図る姿勢をとっていたため、第三者決済市場は参入基準や監督管理等が不明確なまま、市場規模が拡大した。 ○ただし 2015 年 7 月に人民銀行等が「インターネット金融発展に関する指導意見」を公布して以降、第三者決済機関をはじめ、インターネット金融に対して厳格な規制を実施。

	○中国郵政儲蓄銀行の動向 • 2017 年 12 月末には同行のインターネット・バンキング利用者は 2 億 3,400 万人を超え、このうちモバイルバンキング(スマホ)利用者は 1 億 7,500 万人に上っている。 • 2018 年 10 月郵儲銀行は政府の貧困脱却政策にあわせ、3ヶ年計画を発表し、貧困層向けの小口貸付や貧困地域のインフラ建設向け融資に注力する方針を示した。	○中国郵政儲蓄銀行はネットワークや資金力などの優位性を活かし、今後は三農「農業、農村、農民」や、中小企業、コミュニティ向けの金融サービスに注力して、中国における金融包摂（普恵金融）の発展の推進力と引率者を目指すことを明確に示している。

VIII. ニュージーランド

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：495 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 • 一人当たり GDP：44,639 米ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：2.9%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=1.43 ニュージーランド・ドル(NZ ドル) / 1NZ ドル=75.70 円(2018/5/31)	
2. 金融制度概要	○銀行等の業態分類（機関数[2018 年 4 月末]、家計預金シェア[2017 年 12 月末]、根拠法） • 登録銀行（26、98.1%、1989 年ニュージーランド準備銀行法） • 住宅金融組合(a)、信用組合(b)、金融会社(c)（25[内訳：(a)3、(b)13、(c)9] 、計 1.9%、2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法） ○監督官庁：ニュージーランド準備銀行、金融市場庁 ○預金保険制度：なし	○ニュージーランドにおける登録銀行の多くは外資系銀行でありオーストラリア系が上位 4 行を占めている。 ○銀行及びノンバンク預金取扱金融機関については、ニュージーランド準備銀行法に基づき、ニュージーランド準備銀行が健全性規制の監督を行っている。 ○預金保険制度は、2008 年のリーマンショック後に暫定的に設けられたものの、2011 年 12 月末に終了した。
3. キウィ銀行の概要	○郵便貯金制度・経営形態 • キウィ銀行が 2002 年に開業。 ○郵便公社等との関係・拠点 • キウィ・グループ・ホールディングスの最大株主は、ニュージーランド郵便（53%）。他 2 社も政府系機関。 • ニュージーランド郵便は 100%政府出資。 • 全国 881 局の郵便局のうち、270 局でキウィ銀行のサービスを提供。(2017 年 6 月現在) ○顧客基盤 • 老若男女、中間層から富裕層まで、幅広い顧客を対象としている。また、中小企業への融資も実施。 ○主な商品 • 預金口座、ローン、保険等幅広い商品を提供。	○かつてのポストバンクは 1989 年に ANZ 銀行に売却され、その後 1994 年に ANZ 銀行は郵便局での営業から撤退した。 ○キウィ銀行の顧客口座数は 2017 年 6 月末で 100 万以上、うち、個人顧客が 80 万以上を占める。

4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○家計金融資産（2017 年 6 月末） • 総額 8,126 億 NZ ドル（預金：1,639 億 NZ ドル） • 現預金：21% • 株式・投資信託：68% • 保険・年金準備金：11% ○主なリテール金融機関は、キウィ銀行、住宅金融組合、信用組合が挙げられる。	○個人金融資産の 3 分の 2 以上を株式・投資信託が占める。 ○預金は、登録銀行の残高が前年同期比 7.5%伸びている。住宅金融組合や信用組合を含むノンバンク預金取扱金融機関は同 6.5%増となっている。
5. 最近の金融動向と今後の展望	○金融機関の健全性監督強化 • 金融市場庁やニュージーランド準備銀行は、オーストラリアで主要銀行の不正行為が発覚したことを受け、ニュージーランド国内の主要銀行に対して不正防止対策の実施状況を報告するよう要請(2018 年 5 月)。 ○キウィセイバー • 2018 年 4 月の加入者数は約 284.8 万人。 ○オルタナティブ・ファイナンスの動向 • ピア・ツー・ピア・レンディングの個人向け融資残高は 259.59 百万 NZ ドル(2017 年 6 月末)。 • クラウド・ファンディングの資金調達額は 74.22 百万 NZ ドル(2017 年 6 月末)。 ○キャッシュレス化・モバイル決済の動向 • コンタクトレス・デビット決済を含む販売時のクレジットカード取引の 1 人当たり年間取引件数(2017 年)は前年比 20 件増の 123 件。 ○リテール決済に関する法規制の検討状況 • 2017 年 9 月に商業・消費者問題大臣は、国内の決済システムを管理するペイメンツ NZ 等に対し、新たな決済手段のプラットフォーム構築や手数料の透明性向上への対策を求める書簡を送付し、回答次第で規制の導入を検討することを示唆。 ○今後のリテール金融機関の動向 • 銀行業界は今後、ペイメンツ NZ の戦略的構想「ペイメンツ・ダイレクション」の下で、業界横断的な口座特定サービスや支払リクエストの導入、決済システムのスピード・アップ、ISO20022 への対応に取り組む予定。	○キウィセイバーは、2007 年 7 月に導入された、勤労者を対象とする老後のための確定拠出年金制度。就職時に自動加入させられるが、自分の希望するプランへの変更やオプトアウトが認められている。 ○従来型デビットカードのエフトポスに比べ、デビット機能付きのクレジットカードの利用が拡大しているとみられる。 ○左記の書簡を受け、ペイメンツ NZ は、共有 API の構築に向けたパイロット事業や決済システムの週 5 日体制から 365 日体制への移行を進めていること等を回答(2018 年 3 月)。

IX. フィリピン共和国

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：10,741 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 • 一人当たり GDP：3,095 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：6.7% （2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=53.43 ペソ/1 ペソ=2.08 円(2018/8/31)	
2. 金融制度概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法、2014 年 12 月末時点） • ユニバーサルバンク（21、83.5%、2000 年一般銀行法（民間銀行）、個別法令（政府所有銀行）、1994 年外国銀行自由化法（外国銀行支店）） • 商業銀行（22、7.4%、2000 年一般銀行法（民間銀行）、1994 年外国銀行自由化法（外国銀行）） • 貯蓄銀行（55、7.6%、1995 年貯蓄銀行法） • 農村銀行（459、1.4%、1992 年農業銀行法） • 協同組合銀行（25、0.1%、2008 年協同組合法） ○監督官庁：フィリピン中央銀行 ○預金保険制度：フィリピン預金保険公社。一人当たり一金融機関につき 50 万ペソまで保証。 ○金融税制 • 預貯金の利子所得は 20%の税率で分離課税される。外貨預金から得られる利子所得は 15%の税率で分離課税される。 • 配当所得は 10%の税率。 • キャピタルゲインは、取引所を介した上場株式は売却額の 0.6%、取引所外取引は 15%である。 • なお、5 年以上にわたって定期預金或いは投資信託等を定期的に保有した場合には、利子所得が非課税となる、長期貯蓄・投資に係わる金利所得等の非課税制度が存在する。	○フィリピンの銀行の数は、年々、銀行の合併、吸収、閉鎖により減少している。2018 年 6 月末現在、銀行の数は 582 であり、前年比 17 行減少した。一方、支店数は 11,475 支店となり、前年比 796 支店増加している。

3. 郵便貯金の概要	○フィリピン郵便貯蓄銀行の設立目的・沿革概要 • 郵便貯金は、1906 年の共和国法第 1493 号に基づき設立された郵便貯蓄銀行を起源とする。1960 年代に入ると、民間銀行との競合等を背景に業績が悪化、1976 年にフィリピン国民銀行に吸収された。 • その後 1993 年、フィリピン郵便公社は郵便貯蓄銀行を再開するための許可をフィリピン中央銀行（BSP）に申請し、同年「地方へ十分な信用を供給することによる農村金融を発展させる」ため、子会社として郵便貯蓄銀行を再設立した。 • さらに 2017 年、郵便貯蓄銀行はフィリピン土地銀行に買収され、海外フィリピン人労働者（OFW）向けの金融商品やサービスを提供する海外フィリピン人銀行へ転換した。 ○郵便公社等との関係・拠点 • 海外フィリピン人銀行は、本店の他に 24 の支店を有する。金融サービスは自行のネットワークのみで提供されており、PHLPOST の郵便局では金融サービスは提供されていない。 • 現時点で稼働している ATM はマニラの本店にある ATM であり、今後全国に ATM の設置場所を広げていくことを目標に掲げている。 ○主な商品 • 主な取扱商品としては、通帳型の貯蓄口座、ATM カードが使用できる貯蓄口座、当座預金（小切手振出可能）、定期預金、プレミアム貯蓄口座（最低預金残高が個人、法人・政府とも 10 万ペソに設定された、30 日以上 360 日までの満期の日数に応じて金利が優遇される定期預金）、小切手の振出に応じて、貯蓄口座から当座預金に自動送金されるドル建て貯蓄口座（普通預金、定期預金）等がある。	○郵便貯蓄銀行は、2017 年にフィリピン土地銀行に買収された。ドゥテルテ大統領は、海外フィリピン人労働者（OFW）向けの金融商品やサービスを提供する海外フィリピン人銀行へ転換することを許可する大統領令（Executive Order 第 44 号）に署名した。この大統領令に基づき、2018 年 1 月に海外フィリピン人銀行が立ち上げられた。 ○海外フィリピン人銀行のウェブサイトによると、メインの機能が、海外フィリピン人労働者による送金などの金融ニーズへの対応であるため、そういった機能面での役割を表す名称に変更された。

4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○リテール金融機関の種類 • リテール金融機関としては、海外フィリピン人銀行を含む貯蓄銀行と農村銀行、協同組合銀行が挙げられる。 ○リテール金融機関の総資産（2018年1月） • 総額：1.4 兆ペソ（全銀行の 9.3%） ○リテール金融機関の預金残高（2018年1月） • 総額：1.1 兆ペソ（全銀行の 9.4%） ○旧フィリピン郵便貯蓄銀行 • 総資産はフィリピンの全銀行の総資産のわずか 0.08%にすぎない。また、預金金額も貯蓄銀行の総預金残高の約 1%である。	○海外フィリピン人銀行に関する「預金残高」、「預金者構成」、「貸出残高と不良債権比率」、「貸出残高内訳」、「総資産」、「税引後純利益の推移」、「貸借対照表」、「損益計算書」などについては、海外フィリピン人銀行のデータが公表されていないため、旧郵便貯蓄銀行のアニュアルレポートのデータを引用している。
5. 最近の金融動向と今後の展望	○最近の金融動向 • 公式に金融機関に口座を保有する成人のフィリピン人は成人人口の約 2 割程度。また、成人人口の約半分（48%）が貯蓄を行っているもののうち 7 割近くが家庭で貯蓄を行うタンス預金の状態。金融包摂に向けて物理的なアクセスポイントの拡大等を進めている。 • 2014 年に外国銀行の 100%出資による現法の設立や支店の設立が可能になり、三井住友銀行も 2015 年 9 月にマニラ支店を開設した。さらに、2016 年 2 月、新銀行開設の制限の段階的な解除が承認され、例えば貯蓄銀行のユニバーサルバンクへの業務転換の申請などが可能になった。また、2018 年 1 月 1 日より新銀行開設についてこれまで課されていた制限（立地制限など）が全面解除となった。 ○最近のリテール決済の動向 • キャッシュレス決済はあまり進んでいない。何らかの形で口座を保有する成人のうち、決済手段として口座を利用する人の割合はわずか 18%程度。 • ただし、スマートフォンやインターネットの利用割合は増加、モバイル決済などの利用も拡大している。 ○今後の海外フィリピン人銀行の動向 ・海外に居住するすべてのフィリピン人の需要に応えるための様々な金融サービス（預金、貸出、投資、送金、支払い）の展開を標榜。	○金融包摂に向けて、物理的なアクセスポイントの拡大の他に、電子バンキング、金融教育、マイクロファイナンスなどの取り組みを進めている。

X. ベトナム社会主義共和国

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：9,458 万人（2018 年 IMF 推計）	
	○経済環境 • 一人当たり GDP：2,553 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：6.6%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=22,714 ドン/100 ドン=0.49 円(2018/9/28)	
2. 金融制度概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法） • 国有商業銀行（4、45.1%、2010 年与信機関法） • 民間商業銀行（31、40.6%、2010 年与信機関法） • 合弁銀行・外国銀行現地法人・外国銀行支店（順に 2・9・48、合計 9.8%、2010 年与信機関法） • 人民信用金庫（1,147、1.0%、2010 年与信機関法） ○監督官庁：ベトナム国家銀行（SBV） ○金融資産 • 銀行預金残高（2017 年 12 月末）：6,795 兆ドン。うち、普通預金が 973 兆ドン、定期預金が 5,181 兆ドン、外貨預金が 642 兆ドン。 ○銀行による貸出等 • 国内非政府貸出残高（2017 年 12 月末）：6,544 兆ドン	○国有商業銀行の預金残高、融資残高のシェアが低下している一方、民間商業銀行の預金残高、融資残高は増加しており、両者のシェアは均衡しつつある。
	○預金保険制度 • ベトナム預金保険機構。1 金融機関、預金者一人当たり、7,500 万ドンが保証される。	○預金保険機構の設立根拠を法律にするとともに、預金保険の法的規制を強化し、関連の法的書類の有効性を高めるため、2012 年 6 月 16 日に預金保険法が設立。
	○金融税制（主な金融所得税率） • 預貯金利子：銀行・信用機関への預金からの利子は非課税。それ以外の利子は 5%課税。 • 投資商品：配当金は 5%、キャピタルゲイン純利益の 20%または売却価格の 0.1%課税。	○証券投資よりも銀行預金を優遇した税制。

3．リエンベト郵便銀行の概要	○郵便貯金制度・経営形態 • 2010 年までは、ベトナム郵便貯金サービス会社はベトナム郵便公社内の独立採算組織であったが、2011 年に民間商業銀行であるリエンベト銀行と合併し、リエンベト郵便銀行となった。 ○郵便公社等との関係・拠点 • リエンベト郵便銀行は 2018 年 3 月時点で、国内全 63 省/市にある 267 の店舗及び、約 1,100 の郵便局（Postal Transaction Office, PTO）を通じて預金/貸出サービスを提供している。 ○サービス内容 • 民間商業銀行になってから、預金のほか、住宅ローンを始めとする各種貸付を行っている。 ○郵便貯金残高 • 2017 年 12 月末、郵便貯金の残高は 39.7 兆ドン（預金残高全体の 26%）。	○ベトナム郵便貯金サービス会社とリエンベト銀行が合併したことにより、資本金や総資産等が急激に増加したとともに、ネットワークが拡大した。
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○リエンベト郵便銀行 • 郵便貯金サービス会社と民間商業銀行の合併で誕生したが、ベトナム郵便公社と異なり、ユニバーサル・サービス義務は課されていない。 • 国内金融機関の総資産に占めるシェアは 1.5%～1.6%（2018 年 5 月末）。 • 民間商業銀行として、他行に順ずる多様な商品を提供しているほか、協力関係にあるベトナム郵便公社が年金口座に関する唯一のサービス提供者と定められたことから競争優位を得ている。 ○人民信用金庫 • 中央のベトナム協同組合銀行と、1,147 の人民信用金庫によって構成される。政府が 99%を出資し、会員からの出資は 1%のみ。 • 国内金融機関の総資産に占めるシェアは 1.3%（2018 年 5 月末）。 • 人民信用金庫は会員/非会員両方から預金を受け入れることが出来るが、貸出は原則として預金をしている顧客向けに限られる（貧困家計の特例を除く）。	○リエンベト郵便銀行の預金金利は国有商業銀行とほぼ同水準だが、民間大手商業銀行より若干低い水準。

5．最近の金融動向と今後の展望	○不良債権問題への取り組み • 競売に関する権限や不良債権処理での制約の一部取り払いが行われたことにより処理スピードが加速した。不良債権比率は 2017 年末時点で、2.0％まで低下している。なお、VAMC（ベトナム資産管理会社）は、発足した 2013 年から 2017 年の期間で、42 の機関から計 308 兆ドンに相当する不良債権を取得している（取得金額は 278 兆ドン）。 ○キャッシュレス決済分野について • 2016 年 12 月に電子商取引開発計画を承認。この計画では、2020 年までに全流動性に占める現金の割合を 10％以下にすることや、国内全てのスーパーやショッピングセンターでキャッシュレス決済が可能とすることなどが掲げられている。また、金融包摂を実現するために、15 歳以上の人口のうち 7 割が銀行の口座を取得することも目標としている。 ○リエンベト郵便銀行の動向 • 法的な制約から郵便局（PTO）拠点数は現状の約 1,100 から増やせない状況となっているが、新規認可を求めている状況である。 • 最近ではデジタル分野の強化も行っている。具体的には、インターネットを通じて、預金や信用情報が閲覧可能であるほか、他銀行への送金などを行うことができるサービスを提供している。 • 2016 年 9 月からは、スマートフォン向けアプリ「Vi Viet」の提供を開始し、同アプリを通して、オンライン決済や公共や通信費などの使用量の支払い、航空券やホテルの手配、送金などができるようになった。	○ 米クレジットカード大手の Visa が行った調査によれば、2017 年 7 月から 2018 年 5 月までの期間において、同社の非接触決済サービスを利用した支払い件数は月平均で 44％増加した。また、Visa の非接触決済カードの利用額は月平均 43％の増加となった。

≪アメリカ≫

XI. アメリカ合衆国

＜要約＞

<table>
<tr><th colspan="2">概要</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td>1. 市場環境の特徴</td><td colspan="2">○社会構造
• 総人口：3 億 2,812 万人（2018 年 IMF 推計）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○経済環境
• 一人当たり GDP：6 万 2,518 ドル（2018 年 IMF 推計）
• 実質 GDP 成長率：2.9%（2018 年 IMF 推計）
• 1 ドル=113.58 円(2018/9/28)</td></tr>
<tr><td>2. 金融制度の概要</td><td>＜金融制度＞ 2018 年 6 月末時点
○銀行等の業態分類（機関数、資産シェア、根拠法）
• 商業銀行：（4,832、86.2%、国法銀行法・州法）
• 貯蓄金融機関：（709、6.2%、国法銀行法・住宅所有者向け貸付法・州法）
• 信用組合：(5,594、7.6%、信用組合法・州法)
○監督官庁：国法銀行について
• 通貨監督庁（商業銀行、貯蓄金融機関）
• 全国信用組合管理庁（連邦信用組合）
○預金保険制度：連邦預金保険公社。
• 1 口座当たり 25 万ドルまで保証される。
○預貯金に関わる税率：
• 利子所得、配当所得は総合課税
• 1 年以上保有する有価証券の方が税制面で有利</td><td>○銀行は根拠法により、国法銀行と州法銀行に分かれる。
○商業銀行は、伝統的に事業会社向けの貸出しを中核事業とするが、今日では個人向け金融商品も多数扱っている。
○個人もしくは地域の中小企業向けの貸出しを中核とする業態として貯蓄金融機関がある。
○信用組合の数も多く、共通の絆（コモン・ボンド）によって様々な信用組合が存在する。
○監督官庁の再編により、貯蓄金融機関は商業銀行と同様の基準で監督に服することになった。</td></tr>
<tr><td>3. 郵便貯金の概要</td><td>○郵便貯金制度・経営形態
• 米国の郵便貯金は、1911 年に開始されたが、第二次世界大戦後、民間銀行の付保預金や米財務省の貯蓄債券との競合から魅力が低下し、1967 年 7 月に廃止された。
• 現在は国内小為替や外国為替サービスなど、一部の金融サービスの提供に留まる。
• USPS は 2007 年度から 2017 年度まで、11 期連続して赤字を計上している。</td><td>○2018 年 4 月、民主党議員が郵便銀行法案を提出した。基本的な金融サービスの提供を認めつつ、USPS への銀行免許の付与禁止や、貸出などの伝統的銀行業務の禁止を盛り込んでいる。</td></tr>
</table>

4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○個人金融資産（2018 年 6 月末） • 総額：87.8 兆ドル • 現金・預金：12.4% • 債券：6.0% • 投資信託：11.8% • 株式･出資金：35.5% • 保険・年金準備金：31.6% • その他：2.8% ○預金残高シェア（2018 年 6 月末） • 貯蓄金融機関 6.9%、信用組合 9.1% ○家計・NPO 部門のローン残高（2018 年 6 月末） • 住宅抵当ローン：10.2 兆ドル • 消費者ローン：3.9 兆ドル	○個人金融資産に占める株式、債券、投資信託等のリスク性商品の割合が他国より高い。 ○信用組合は 1969 年に 23,866 存在していたが、合併が進み、2018 年 6 月末には 5,594 まで減少した。他方、組合員数や総資産は増加が続いている。
5. 最近の金融動向と今後の展望	○金融包摂 • マイノリティ及び低所得層向けの金融の取り組みは 1977 年の地域再投資法（CRA）によって規定された。1989 年の法改正で CRA が強化され、金融機関の取り組み状況等が当局の査定対象となった。 • しかしこうした取り組みによっても、銀行口座を誰も持たない世帯（Unbanked）や、銀行口座をもっていても銀行以外の企業から金融サービスを受ける世帯（Underbanked）が相応に存在する。 ○キャッシュレス化・モバイル決済 • ボストン連銀の調査によれば、7 割以上の消費者が電子決済、3 割以上がモバイル決済を行っている。 ○金融制度改革 • 2017 年、トランプ政権は 7 つのコア原則を発表し、既存の金融規制がコア原則と整合的かどうか調査するよう財務長官に指示した。指示に基づき、米国財務省は 4 つの調査報告書を発表した。 • 2018 年 5 月にはドッド・フランク法の見直しが行われ、その重点はコミュニティバンクに対する規制緩和である。	

XII. ブラジル連邦共和国

＜要約＞

<table>
<tr><th colspan="2">概要</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td>1. 市場環境の特徴</td><td colspan="2">○社会構造
総人口：2 億 921 万人（2018 年 IMF 推計）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○経済環境
• 一人当たり GDP：10,224 ドル（2018 年 IMF 推計）
• 実質 GDP 成長率：1.8%（2018 年 IMF 推計）
• 1 ドル=3.9 レアル/1 レアル=28.6 円(2018/6/30)</td></tr>
<tr><td>2. 金融制度の概要</td><td>＜金融制度＞
○銀行等の業態（機関数）（2017 年 12 月末）
• 総合銀行（132）
• 商業銀行（21）
• 連邦貯蓄銀行（1）
• 信用組合（1,023）
○監督官庁：ブラジル中央銀行、国家通貨審議会
○預金保険制度：信用保証基金（FGC）。一人当たり、一金融機関ごとに 25 万レアルを保証。信用組合銀行と信用組合は信用保証機関（FGCoop）。
○金融税制
• 金利所得は総合課税の対象となり、源泉徴収されるが、貯蓄口座は課税対象外。
• 個人所得税率は 7.5～27.5%の間で所得に応じて 4 階層設定されている。
• キャピタルゲイン所得は基本的には 15%の分離課税対象である。500 万レアルを超えるキャピタルゲインには 17.5%から最大 22.5%の課税がなされる（22.5%となるのは 3,000 万レアルを超えた場合に適用される。）。</td><td>○1988 年にユニバーサルバンク業務を提供できる総合銀行の形態が容認されると、多くの商業銀行が総合銀行に転換したため、数が多い。
○政府系銀行は上位 10 銀行のうち 4 行入っており、外資・国内銀行を含む全行の預金残高全体の約 47.6%、資産額では約 46.4%のシェアを占めている。</td></tr>
</table>

3. 郵便貯金の概要	○郵便貯金制度・経営形態 • ブラジル郵便電信公社(ECT)が、ブラジル銀行との契約に基づき、バンコ・ポスタール（Banco Postal）という金融サービスを提供。 ○郵便公社等との関係・チャネル • ブラジル郵便電信公社（ECT）の 6,315 の郵便局で銀行サービス（バンコ・ポスタール）を提供している。 ○通常の預金の他、低所得者層向けの預金商品もある。また、ブラジル銀行の貸付商品を郵便局窓口で取り扱う。	○バンコ・ポスタールは、低所得向けの預金商品（上限額が低く設定されている当座預金口座など）等を重点的に展開している。 ○バンコ・ポスタールのサービス対象地域は、全国土の 95%以上となっている。 ○ブラジル銀行はバンコ・ポスタールの契約を更新しないと 2016 年 11 月に発表したが、12 月になって 3 年間の契約延長が発表された。
4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○個人金融資産（2015 年 12 月末） • 総額：6 兆 1,296 億レアル • 現金・預金：21.7% • 株式：35.6% • 年金・保険準備金：21.7% ○一人当たり個人金融資産：29,978 レアル ○個人向け住宅ローンの貸出が増えている。住宅ローンの貸出残高合計は、2011 年の 1,894 億レアルから、2017 年には 5,651 億レアルへと約 3 倍の規模に成長しており、個人向け貸出残高に占めるシェアも 20.6%から 34.3%へと上昇している。この背景には、ブラジル政府による中低所得層向けの住宅取得促進計画（Programa Minha Casa, Minha Vida）があるものとみられる。	○利益配当に対する源泉所得税は非課税となっているなど税制の恩恵を受け、株式の保有率が比較的高く、現金・預金を上回る。

5. 最近の金融動向と今後の展望	○金融包摂の促進に向けた取り組み • ブラジル政府は、金融包摂（Financial Inclusion）をより効果的に進めるための環境の強化を目的として、アクションプランを策定している。 ○マイクロファイナンス • ブラジル政府は、金融包摂を促進するため、2003 年に大手金融機関のマイクロファイナンス参入を促す施策を導入した。 • 大手金融機関のプレゼンスがない地域では、信用組合が事業展開している。 • マイクロファイナンスを提供している主要な金融機関としては、バンコ・ポスタール、国有銀行であるブラジル銀行、連邦貯蓄銀行が挙げられるが、近年では民間企業もマイクロファイナンス業務において、一定の役割を果たしている。 ○モバイルバンキングの拡大 • 利用者層の普及に伴い、モバイルバンキングもユニバーサル・サービスの提供を促進するインフラとして着目されている。 • 大手各行もモバイルバンキングが盛んになっており、デジタルバンキングアプリケーションの提供等を行っている。 ○フィンテック関連企業の増加 • フィンテックに関する法規制の整備等を背景に、ブラジルにおけるフィンテックのスタートアップ企業が急増し、2018 年 5 月時点で 377 社と中南米地域で最多となっている。	○15 歳以上で金融機関の口座を持つ人口の割合は、2011 年の 56%から 2017 年に 70%へと上昇している。 ○国内で営業している銀行に対し、預金残高の 2%相当額をマイクロファイナンス業務に割り当てる基準を設けている。 ○低所得者層のインターネット利用の増加を踏まえて、ブラジル政府はインターネットや携帯電話等の媒体を活用した金融サービスの普及を進めている。 ○モバイルバンキングの口座数は 2017 年に 5,900 万件に達し、取引回数は取引チャネルとして最初に提供された 2011 年の 1 億回から 2017 年には 256 億回へと急拡大している。 ○事業内容別の企業数は、決済・送金（96 社）、法人向け財務管理（63 社）、貸出（56 社）、個人向け財務管理（30 社）等となっている。

XIII. カナダ

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：3,710 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 • 一人当たり GDP：4 万 6,733 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：2.1%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=1.30 カナダドル/1 カナダドル=86.41 円(2018/10/31)	
2. 金融制度の概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） • 商業銀行（88、5.4 兆カナダドル、銀行法） • 信託会社（43、1,663 億カナダドル） 貸付会社（18、1,931 億ドル） （信託および貸付会社法あるいは州法） • 信用協同組織（567 組合、3,910 億カナダドル、州法或いは準州法） ○監督官庁：金融機関監督庁（OSFI） ○預金保険制度：カナダ預金保険機構（CDIC）及びケベック州の金融市場庁（AMF）が提供する。AMF は、ケベック州に本店を置く金融機関を対象としており、その他の州にある金融機関に対しては、カナダ預金保険機構（CDIC）が担当する。信用組合については、各州に設立された州預金保険機構が提供する。 ○金融税制 • 連邦税及び州税として制度化されている（原則、総合所得課税制度）。	○商業銀行の中でも、ビッグ・シックスと呼ばれる大手国内銀行がカナダ金融市場の 9 割以上を占める。 ○州法によって設立された信託会社、貸付会社、生命保険会社、証券ディーラー及び証券子会社は州政府が監督する。 ○預金を受け入れるものの、CDIC の加盟対象とならない金融機関に、州レベルで規制される信用協同組織、外国銀行のカナダ支店、一部のカナダ設立の銀行がある。 ○CDIC の保証額は 10 万カナダドル。 ○カナダ財務省は 2016 年から、金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に着手している。

3. 郵便貯金の現況	○郵便貯金制度・経営形態 • 1868 年、郵政省は郵便貯金制度を導入したが、1968 年には廃止された。 • 1898 年、財務大臣が郵便貯金の金利を下げたこと、1900 年以降は信用協同組合が浸透したことにより、郵便貯金の魅力は大きく低下した。 ○郵便貯金の再導入の可能性 • カナダ・ポスト従業員組合（Canadian Union of Postal Workers, CUPW）は、現在の銀行業界はサービス料金が高く、金融包摂も不十分であるとして、郵便貯金制度の再開を強く主張している。 • 厳しい収支状況にあるカナダ・ポストは、郵便物の個別廃止などコスト削減策を進めている。	○カナダ・ポストは送金サービス等の限られた金融サービスを提供している。 ○カナダ・ポストの経営陣は、郵便貯金の再開に対して反対の意向と見られている。 ○銀行協会も郵便貯金制度の再開に明確に反対している。
4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○カナダでは、信用協同組織として英語圏では信用組合が、フランス語圏では庶民金庫が存在する。 ○庶民金庫はフランス語圏ケベック州におけるリテール向け金融サービスの主要な担い手となっている。 ○カナダはビッグ・シックスを中心とする商業銀行の存在が大きく、リテール金融機関である信用組合・庶民金庫のシェアは小さいものの、住宅ローンに限ればシェアは 13%であり、一定の役割を果たしている様子が窺われる。	○信用組合は国内での浸透率が高く、中小企業向けの金融サービスの提供においても高い評価を得ている。 ○庶民金庫を総括し効率的に運営するため、14 の地域連合会が組成された。そのうちケベック州内の 11 の地域連合会はケベック州連盟に統合され、ケベック州デジャルダン連合会が 2002 年に発足している。
5. 最近の金融動向と今後の展望	○金融包摂 15 歳以上人口の 99%が金融機関に口座を保有。成人 10 万人当たりの ATM 設置数は 230 台と、カナダの金融包摂は世界的にみて高水準である。 ○FinTech カナダ銀行は民間企業、国内商業銀行などと協同し、2016 年から分散型台帳（DLT）の仕組みを利用した決済に関する実証実験に取り組んでいる。現状、規制面における法改正などは行われていないが、FinTech 関連分野に対する監督体制が徐々に強化されつつある。	○国全体で見た金融サービスへのアクセシビリティは十分に確保されている。一方で低所得者などが大手機関のサービスを受けられず、ペイデイローン（高利貸付）を利用せざるを得ないケースが問題視される。 ○マネーロンダリングへの利用を想定した、仮想通貨の取引監視が検討されている。 ○FinTech 関連のスタートアップ企業への出資、AI の開発など、民間金融機関は積極的に新技術を取り込む姿勢を見せている。

≪ヨーロッパ≫

XIV. イタリア共和国

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：6,076 万人（2018 年 IMF 推計）	
	○経済環境 • 一人当たり GDP：34,349 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：1.0%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=0.87 ユーロ/1 ユーロ=126.88 円（2018/12/31）	
2. 金融制度の概要	○銀行等の業態分類（機関数、拠点数、根拠法）（2017 年 12 月末） • 商業銀行（147、21,333、統合銀行法） • 庶民銀行（289、4,257、統合銀行法） • 信用協同組合銀行（23、1,619、統合銀行法） • 外国銀行支店（79、165、本国法） また、開発金融機関の預託貸付公庫（CDP）がある。郵便局の窓口で販売される郵便貯金商品を発行しており、イタリア国民の重要な貯蓄手段となっている。	○商業銀行：ウニクレディト、インテーザ・サンパオロが二大銀行グループとされ国内銀行総資産の 43.6%を占める（2018 年 9 月末） ○庶民銀行：本来は協同組織金融機関であるが、2015 年の法改正により大手行の株式会社化が決定。 ○信用協同組合銀行：協同組合金融機関で、小規模な機関が多い。2016 年の政令で組織改革が義務付けられた。
	○監督官庁 • 総資産 300 億ユーロ以上など重要な銀行は欧州中央銀行（ECB）。それ以外の銀行については、中央銀行であるイタリア銀行が ECB から権限を委譲されて監督している。	○ECB の直接監督対象となっているのは国内 12 行（2019 年 1 月）。
	○預金保険制度 • BCC を除く全ての銀行の預金を対象とするものと、BCC の預金を対象とする 2 種類の預金保険機関が併存している。銀行破綻が発生してから資金を積立てる後払方式。	○EU 指令に則り、いずれの機関でも預金者への支払上限は 10 万ユーロ。EU の求める加盟国横断的な預金保険制度の適用を迫られている。

3．郵便貯金の概要	○郵便貯金制度・経営形態 • 政府系郵便事業会社のポステ・イタリアーネが、バンコ・ポスタのブランド名で郵便貯金商品を販売。 • ポステ・イタリアーネは、経済・財政省が株式の 100%を保有する国営企業であったが、2015 年 10 月にミラノ証券取引所に新規株式公開し、同省の保有株式の 35%が放出された。更に、2016 年 10 月に経済・財政省が保有株式の多くを CDP に譲渡したため、CDP が最大株主である。 ○顧客基盤 • 金融に関するユニバーサル・サービスの提供義務はない（郵便のユニバーサル・サービス提供義務はある）。 • 地域総局 9、支局 132、郵便局 12,822 の広範なネットワークを全国に有する（2017 年 12 月末）。 ○主な商品 • 独自商品として郵便当座預金口座を販売する以外に、CDP の郵便貯金商品（郵便貯金口座、郵便貯金債券）、子会社の保険商品・投資信託などを取扱う。	○ポステ・イタリアーネが提供する金融サービスに係る資産・負債については、内部区分経理のバンコ・ポスタ RFC において分別管理される。 ○CDP の 8 割以上の株式を経済・財政省が保有するため、ポステ・イタリアーネが政府系であることは変わらない。 ○庶民銀行や信用協同組合銀行と比べると、郵便局は北西部・中部・南部でのシェアが高い。 ○直接貸付は行わない。 ○郵便当座預金口座残高は 475 億ユーロ。 郵便貯金商品（郵便貯金口座、郵便貯金債券）の残高はそれぞれ 1,086 億ユーロ、2,143 億ユーロ（2017 年 12 月末）。
4．リテール金融機関の位置付け	○個人金融資産残高（2018 年 9 月末） • 総額 4.2 兆ユーロ • 内訳：現預金（現金・要求払預金とその他預金の合計）32.5%、国債など株式以外の証券の合計 28.5% ○家計部門預金残高 • 総額：0.99 兆ユーロ（2018 年 12 月末） • （参考）バンコ・ポスタの販売預金商品合計残高：3,704 億ユーロ（2017 年 12 月末） ○銀行による個人向け貸出残高（2018 年 12 月末） • 総額：6,269 億ユーロ • 内訳：住宅ローン 60.5%、消費者ローン 16.4%、その他ローンが 23.1%	○現預金は堅調に増加している一方、有価証券のシェアは下落した。 ○ 2018 年 12 月末の預金の伸びは 2000 年 12 月末比で約 2.6 倍の規模へと拡大。 ○ 2018 年 12 月末の貸出残高は、2000 年 12 月末比で約 2.6 倍。住宅ローンのシェアが高い。

5．最近の金融動向と今後の展望	○マイクロファイナンス • 協同組織金融機関（BCC）、銀行融資に対する保証スキームのコンフィディ、預託貸付公庫（CDP）などが主要な出し手である。 ○不良債権問題／国際的な金融規制とストレステスト • イタリアの不良債権問題は改善に向かうも、不良債権比率は EU 主要国に比べて未だ非常に高い。 • 2018 年に EBA が実施したストレステストでは、イタリア主要銀行が軒並み対象機関平均を下回った。 ○キャッシュレス化／モバイル決済の動向 • イタリアのキャッシュレス化は欧州諸国の中でも遅れている（現金決済比率が高い）。 • 電子商取引は拡大しているが、浸透率（オンライン取引の小売売上高に対する割合）は欧州の中でも低い。 ○フィンテック動向 • フィンテック企業が提供する非伝統的金融活動に対する体系的な法令はない。イタリア中央銀行や国家証券委員会など所管する省庁レベルが監督・指導。 • 即時決済やオンライン手続きに対する銀行の関心は高い。デジタル世代の若い顧客層取り込みが狙い。 • 資金面に加え、人的資源の制約が中小銀行のフィンテックに対する取り組みを遅らせる要因に。 ○ポステ・イタリアーネ・グループの動向 • 2015 年から 2019 年までの 5 か年計画を実行中。 • 2018 年 2 月には新たな 5 か年計画「Deliver 2022」を公表。事業の可視性・透明性を高めるため、従来の事業セグメントを再編。 • 新たに立ち上げたペイメント事業では、買収などを通じたモバイル事業拡大のほか、最新のデジタルペイメント等に対応するための決済システム強化などを目標として掲げる。	○CDP は関連会社を通じて、学生向けの住宅供給事業を行っている。 ○マイクロクレジットは最低資本 60 万ユーロを満たした上で登録をしていれば、ノンバンクでも貸付が可能となっている。 ○イタリアの不良債権比率は、2017 年末時点で 14.4％と改善基調にあるが EU 主要国の中では依然高い。 ○イタリアでは決済件数の 86％が現金によるもの。 ○イタリアの電子商取引規模は 231 億ユーロ。小売売上高に占める割合（浸透率）は 6％にとどまる。 ○2017 年時点で 102 社のフィンテック企業が存在。ファンディングプラットフォームを提供する企業が 25％を占める。 ○6 割超の銀行が IT 投資を増やすと回答するなど、投資意欲は旺盛。大手銀行を中心にフィンテック企業との連携にも前向き。

XV. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

＜要約＞

<table>
<tr><th colspan="2">概要</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td>1. 市場環境の特徴</td><td colspan="2">○社会構造
• 総人口：6,647 万人（2018 年 IMF 推計）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○経済環境
• 一人当たり GDP：44,177 ドル（2018 年 IMF 推計）
• 実質 GDP 成長率：1.6%（2018 年 IMF 推計）
• 1 ドル=0.75 ポンド/1 ポンド=144.59 円(2018/5/31)</td></tr>
<tr><td>2. 金融制度の概要</td><td>○銀行等の業態分類（機関数、根拠法）
• 国内銀行（317、2018 年 5 月末、2000 年；金融サービス市場法）
• 住宅金融組合（44、2018 年 1 月末、1986 年；住宅金融組合法）
• 信用組合（464、2018 年 5 月末、1979 年；信用組合法及び 2014 年協同組合法）

○監督官庁
• 金融安定政策委員会（FPC）、健全性監督機構（PRA）、金融行為規制機構（FCA）
• なお、2017 年 3 月 1 日から PRA はイングランド銀行(BOE)に吸収されたが、PRA の名称は残されるとともに、BOE 内に新設された健全性監督委員会（Prudential Regulation Committee）が PRA の規制・監督業務を行うこととなった。

○預金保険制度
• 金融サービス補償機構により 85,000 ポンドまで補償（2017 年 1 月 30 日より）</td><td>○大手 5 行（HSBC、バークレイズ、ロイズ、RBS、スタンダード・チャータード）の存在感が大きい。

○預金保険制度の補償限度額は 5 年毎に見直し。欧州連合（EU）指令で EU 加盟国に義務付けている限度額 100,000 ユーロを目安として、為替変動分を調整している。ポンドの対ユーロ上昇を受け、PRA は 2016 年 1 月 1 日より限度額を 75,000 ポンドに引き下げたが、2016 年 6 月 Brexit を決めた国民投票以降ポンドが下落したため、2017 年 1 月 30 日より限度額は 85,000 ポンドに戻されている。</td></tr>
</table>

3．郵便貯金の概要	○郵便貯金制度・経営形態 • 郵便事業は、郵便集配を行うロイヤルメール(Royal Mail Plc)と郵便局を運営する郵便局会社（Post Office Ltd.）に分社化されており、このうち郵便局会社が民間金融機関が提供する貯蓄商品やリテール金融サービスを窓口で販売する代理店業務を行っている。 • 郵便局会社は 100%政府出資。 • 全国に 11,659 の郵便局がある。(2017 年 3 月末) ○顧客基盤 • 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていないものの、地方・僻地において郵便局が重要な役割を果たしている。 ○主な商品 • 受託業務として、提携金融機関による預金など貯蓄・投資商品の販売、送金サービスや外国為替、集金業務の受託などの金融商品を提供。	○英国アイルランド銀行を中心に 20 行弱の提携金融機関の金融商品を提供している。
4．リテール金融機関の位置付け	○個人金融資産残高内訳（2017 年 12 月末） • 現預金：24.2% • 株式・出資金：11.3% • 投資信託：4.9% • 保険・年金基金：55.3% ○個人の現・預金残高（2017 年 12 月末） • 総額：1.61 兆ポンド ○銀行による個人向け貸出残高（2017 年 12 月末） • 総額：1.76 兆ポンド	○住宅金融組合は住宅ローン市場において 22%のシェア（2018 年 3 月）。信用組合の預金・貸出におけるシェアは 1%未満と小さい。 ○住宅金融組合協会によれば、住宅金融組合の預金額は 2,710 億ポンドと、全預金の 18%のシェア、このうち預金型 ISA は 36%のシェアとなる（2018 年 3 月）。
5．最近の金融動向と今後の展望	○最近の金融動向等 • 「金融包摂/排除」の現状について、近年では、金融排除問題への対応を検討するための上院特別委員会が 2016 年 5 月に設置され、2017 年 3 月にはその最終報告書が提出された。 • マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等について、金融行為監督機構（FCA）は 2014 年 3 月、クラウドファンディング及びピア・トゥ・ピア・レンディングに関する最終規則を公表。 ○最近のリテール決済の動向 • 英国の 2016 年のデビットカード機能を持つカードに	

	よる決済額は 7,328 億ポンドとなり、前年（5,212 億ポンド）より増加。 • 英国で 2017 年の 15 歳以上の大人でデビットカードを所有していると答えた人の割合は 91.5%であるのに対し、クレジットカードは 65.4%に止まっている。 • モバイル決済についても近年は盛んである。英国で過去に何かの支払いや購入をオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014 年の 72.8%から 2017 年には 80.7%に上昇。 ○今後のリテール金融機関の動向 • 郵便局については、その社会的意義に鑑みて、公益性を維持する組織として政府が 100%株式を保有。但し、郵便局経営を地域の利用者、郵便局長、職員等からなる組織に任せる相互組織化の可能性を確保。 • チャレンジャーバンクとフィンテックの動向 金融危機が起きた 2009 年ごろより「チャレンジャー・バンク」と呼ばれる新規参入行が増えている。今後は大手行によるオープン API の開始により、フィンテック企業が更にチャレンジャーバンクとして、リテール金融市場に参入してくる可能性もあろう。 ○その他：Brexit 交渉に関する最近の動向 ・現時点で、EU 側の交渉におけるガイドライン上は、英政府の「いい所取り」は認めないということが明記されている。英国と EU の間の新協定の中で、これまでの金融パスポートと同程度の EU 域内市場への無条件なアクセス権が与えられる可能性は低いと見做されている。 ・人材確保という観点からフィンテック産業への影響も懸念されている。イノベート・ファイナンスは、2018 年 4 月に発表したレポートの中で、Brexit に伴って将来的に英国の移民システムが変わってしまった場合にどのような影響が出るかという点に関する分析を行った。	○2016 年 11 月に、BEIS は、郵便局の将来ネットワークに関する市中協議書（consultation）を発表し、同年 11 月から 12 月にかけて約 3.1 万人から意見聴取がなされた。市中協議書の反応を受けて、2017 年 12 月に BEIS は政府としての対応を発表し、2018 年 4 月以降、3 年間で 3 億 7,000 万ポンドの補助金供与を行うこととした。

XVI. オーストリア共和国

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：889 万人（2018 年 IMF 推計）	
	○経済環境 • 実質 GDP 成長率：2.8%（2018 年 IMF 推計） • 一人当たり GDP： 51,708 ドル（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=0.88 ユーロ/1 ユーロ=129.20 円(2018/11/30)	
2. 金融制度の概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） • 株式銀行・プライベートバンク（39、2,190 億ユーロ、オーストリア銀行法（以下、銀行法）） • 州不動産抵当銀行（8、524 億ユーロ、銀行法/不動産抵当銀行法） • 建築貸付組合（4、234 億ユーロ、銀行法/建築貸付組合法） • 特定目的銀行（65、590 億ユーロ、銀行法） • 外国銀行支店（25、217 億ユーロ、銀行法） • 貯蓄銀行（49、1,598 億ユーロ、銀行法/貯蓄銀行法） • フォルクスバンク（13、312 億ユーロ、銀行法/商工協同組合法） • ライファイゼンバンク（419、2,699 億ユーロ、銀行法/商工協同組合法）	○銀行法では与信機関によるユニバーサルバンキングサービスを認めている。 ○協同組織金融機関のライファイゼンバンクが機関数、総資産額とも最大規模。 ○地方を基盤とした中小銀行が多数残存する一方、競争激化により銀行数は緩やかに減少。 ○国内のみならず、チェコ、ハンガリー等の中欧・南東欧諸国に展開している。
	○監督官庁 • 総資産 300 億ユーロ以上など重要な銀行は欧州中央銀行（ECB）が、それ以外の銀行については、独立行政機関のオーストリア金融市場機構と中央銀行のオーストリア国立銀行が ECB から権限を委譲されて監督。	○ECB の直接監督対象となっているのは国内 6 銀行グループである（2018 年 1 月）。
	○預金保険制度（DGS） • あり（元利合計 10 万ユーロ上限）。銀行業態ごとに 5 つの預金保険機構が並立している。	○2015 年に EU の制度に合わせ、前払制度が導入された。 ○DGS ファンドへの積立額は 2017 年末には約 4.7 億ユーロまで増加。

3．郵便貯金の概要とオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行	○郵便貯金制度・経営形態 • オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）の持株会社 BAWAG Group AG が 2017 年 10 月ウィーン証券取引所で IPO を実施した。米投資会社サーベラス、ゴールデンツリーが実質的な所有者は変わらない（60.8%を保有）。 • 1997 年にオーストリア・ポストと郵便局における金融サービス提供継続に合意。2010 年に提携を強化。2017 年末にはオーストリア・ポストの国内 1,802 郵便局の全て（postal partner offices1,359 を含む）で銀行サービスを含む金融サービスが提供されていたが、2018 年 1 月より連携を解消した。2019 年末までにオーストリア・ポスト店舗での金融サービスの提供は廃止される。 ○顧客基盤 • リテール部門顧客数（個人と中小企業）は約 250 万（2017 年 12 月末）。 ○主な商品 • 預金、貸付、送金・決済、保険・投資商品販売等様々な商品を提供。 ○外部評価 ザ・バンカーからは 3 年連続でオーストリアにおける「Bank of the Year」を受賞した。2018 年 7 月にはユーロマネー誌により「Western Europe's Best Bank Transformation」と「Austria's Best Bank」に選ばれた。	○2005 年にオーストリア郵便貯蓄銀行と労働経済銀行とが合併して誕生。 ○2005 年に破産したことで、株主が労働組合連合会から米投資会社に変わった。上場会社 BAWAG Group AG の 100%子会社。 ○他のリテール金融機関（貯蓄銀行、ライファイゼンバンク）と比べ中欧・南東欧地域への展開に消極的で、顧客の大半は国内である。2017 年末ではリテール部門のコア収益は銀行全体収益の 70%程度を占める。 ○デジタルチャネルの強化を図っており、BAWAG Group AG の 100%子会社であるネット銀行「easybank」は口座数 130 万を超えている（2017 年 12 月末）。 ○2017 年には easygroup の中で easyleasing として国内自動車リースで第 3 位の地位を維持している。
4．リテール金融機関の特徴と家計の金融資産負債の動向	○主要なリテール金融機関としては、①オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行、②貯蓄銀行、③フォルクスバンク、④ライファイゼンバンクの 4 銀行（グループ）が挙げられ、金融セクターにおいて大きな存在感を示している。 ○個人金融資産（2017 年 12 月末） • 総額 6,463 億ユーロ • 現預金：41.0% • 有価証券（株式・債券・投資信託）：36.1% • 保険・年金準備金：19.8% ○与信機関による家計貸出残高（2017 年 12 月末） • 総額：1,605 億ユーロ	○左記リテール金融機関の総資産の合計は銀行全体の総資産のうち 59.6%を占め、預金残高では 61.3%を占める。 ○現預金、有価証券投資がそれぞれ約 40%を占める。 ○与信機関による家計への貸出残高では、住宅ローンが最も大きい。

5．最近の金融動向と今後の展望	○マイクロファイナンス等 • 貯蓄銀行グループの「第二貯蓄銀行」が代表的存在。 • 欧州投資銀行（EIB）と連携し中小企業向け貸付・信用保証を提供、 EIB グループとオーストリア金融機関の連携は 1973 年に遡りこれまでに 459 件の案件で 266 億ユーロのファイナンスを提供している。 • 2018 年 6 月にはエアステ・グループと欧州投資基金（European Investment Fund, EIF）は、オーストリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア、セルビアの社会的企業への融資に対する総額 5,000 万ユーロの保証契約に調印した。 ○最近のリテール決済の動向 • 2017 年には、オーストリアではデビットカードを保有している人の割合は 90.2%と高く、デビットカードかクレジットカードの使用率も 83.8%であり幅広く普及している。 • デジタル決済を行った割合は 2017 年には 96.1%であり高収入国の平均よりも高い。また、2014 年からも上昇しており、決済においてキャシュレス化が進んでいる。 ○リテール決済等に関する法規制の動向 • 2015 年、EU の定める単一銀行破綻処理制度を国内適用した。 • 2018 年 1 月、EU の第二次金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive Ⅱ, MiFID Ⅱ）が EU 域内で施行された。 • 2018 年 5 月 25 日より EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）が適用された。 • 第 2 次決済サービス指令（Payment Services directive 2, PSD2）法制化。 • 2018 年 12 月に欧州委員会は、人工知能（AI）の倫理指針案（Draft Ethics guidelines for trustworthy AI）を公表した。 ○オーストリア労働・経済・郵便貯金銀行の動向 • コアマーケットである DACH 地域での顧客ビジネスの成長、デジタル化や店舗網を駆使しての良好かつ長期的	○第二貯蓄銀行は期限付の預金口座、生命保険、デビットカード等を提供している。 ○エアステ・グループはルーマニアにおいてマイクロファイナンス銀行（good.bee Credit）を保有し、2009 年の設立以来、約 5,000 の顧客に対し 5,000 万ユーロの融資が提供されている。 ○2015 年の EU 指令施行により、金融市場機構（FMA）が国内金融機関の破綻処理権限を持つ。 ○オーストリアでは、2018 年データ保護適用法（2018 Data Protection Adaptation Act）が制定された。 ○2018 年支払サービス法（Payment Services Act 2018, ZaDiG2018）として施行された。 ○2017 年にはドイツのシュツットガルドに本店を置く Südwestbank を合併、クレジットカードビジネス

	な顧客リレーション構築による顧客サービスの提供、外部環境変化に対応したあらゆるビジネスと機能の効率化、強固な資本・財務ベース構築を柱とする戦略を掲げている。 • リテール金融サービスでは、成長対面チャネル、無人端末、オンラインサービスなどのオムニチャネル強化に取り組んでいる。 • DACH 地域ではクロスボーダー成長戦略を積極化させている。 • ダイレクトバンキング子会社「easybank」は「Austrian Financial Marketing Association」から 7 年連続で「#1 direct bank」として選ばれるなど、外部から高い評価を受けている。	の PayLife を合併し、さらにドイツのハンブルグの建築組合である Deutscher Ring Bausparkasse の合併契約に調印した。2018 年には、ベルリンに本拠地がある SMEs に特化したオンライン貸出会社である Spotcap との戦略的パートナーシップを、家電販売店 MediaMarktSaturn や小売企業の Metro Cash & Carry Austria とのリテール部門での戦略的パートナーシップを発表した。

XVII. オランダ

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：1,713 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 • 一人当たり GDP：55,185 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：3.2%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=0.86 ユーロ/1 ユーロ=132.15 円(2018/9/30)	
2. 金融制度の概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） • 民間商業銀行（26、1.7 兆ユーロ、金融監督法） • 協同組織金融機関（103、0.6 兆ユーロ、金融監督法） ○1990 年代から金融機関が合併と統合を繰り返したことで、4 大銀行（ING 銀行、ラボバンク、ABN アムロ銀行、フォルクス銀行（旧 SNS 銀行））による寡占状態。 ○大手 4 行の CET1 比率（普通株式等 Tier1 比率）は 2017 年末で、ING 銀行が 14.7%、ラボバンクが 15.8%、ABN アムロ銀行が 17.7%、フォルクス銀行が 34.1%である。 ○世界金融危機・欧州債務危機により、多額の公的資金が銀行に注入された。 ○監督官庁：オランダ中央銀行（DNB）、金融市場庁（AFM）、欧州中央銀行（ECB） ○預金保険制度：あり（元利合計 10 万ユーロ上限）。	○民間商業銀行であり旧ポストバンクの流れを汲む ING 銀行が総資産では国内最大手の金融機関であり協同組織金融機関のラボバンクが第 2 位。 ○ING 銀行は公的資金を完済。ABN アムロ銀行とフォルクス銀行は政府系機関が株式を保有。ラボバンクは公的資金を受けていない。 ○2014 年 11 月より、銀行の重要性・監督業務に応じて国内当局（DNB、AFM）と ECB が分担して規制監督を行う制度に変更された（単一監督メカニズム）。
3. 郵便貯金の現況	○郵便貯金制度・経営形態 • 1881 年に国立郵便貯金銀行が設立。同行は 1986 年に民営化し、ポストバンクと改名。 • 同行は 1991 年に保険大手と合併して金融コングロマリットの ING グループを形成。2009 年に ING 銀行のリテール部門に吸収された。 ○郵便公社等との関係・拠点 • 1993 年に郵便会社 KPN（現：PostNL）と合弁企業 Postkantoren（郵便局会社）を設立し、郵便局を運営	○Postkantoren は 2011 年に運営する従来型（traditional）郵便局を全局閉鎖した。 ○ING グループは事業再構築の一環として、2016 年にナショナーレ・ネーデルランテン（NN Group）を、2015 年に米系保険会社ヴォヤ（Voya Financial, Inc.）を切り離した。公的資金は 2014 年完済し

	している。郵便局では送金を除き、預金・貸付等の金融サービスは提供していない。 • 郵便局数は 1,670 局（2017 年 12 月末）。 ○顧客基盤 • ING 銀行の収益源として、オランダのリテール金融部門が最大である。 • オランダ以外に 38 の国と地域に拠点を持ち、欧州やオーストラリア等 13 か国ではリテール金融に注力。その他の国ではその他の多くの国はホールセールバンキングを主としている。 ○主な商品 • 預金、貸付、送金・決済、保険、投資商品販売等様々な商品を提供。	ている。 ○オランダリテール部門の純利益は 16.8 億ユーロにのぼり、全体の 33.4%である。 ○2017 年のオランダ与信機関総残高に対して、家計預金で 48.0%、企業貸出で 38.6%、住宅ローンで 38.7%を占め、いずれも国内首位である。
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○ポストバンクの流れを汲む ING 銀行（ING Bank）は、総資産でオランダ最大の銀行である。協同組織金融機関のラボバンク（Rabobank）は第 2 位である。上位 2 行が代表的なリテール金融機関ということであり、それだけオランダにおいてはリテール金融機関の存在が大きい。 ○個人金融資産（2017 年 12 月末） • 総額 2.43 兆ユーロ • 現預金：16.8% • 有価証券（株式・ファンド・長/短期債）：15.3% • 年金掛金・生命保険等：67.9%	○個人金融資産は保険・年金資産に傾斜している。 ○オランダの上位 2 つの年金基金の規模は世界的にも大きい。 ○与信機関による家計預金残高では、普通預金が最も大きい。
5．最近の金融動向と今後の展望	○マイクロファイナンス等 • 持続的成長が可能な社会を目指し、社会事業に投資するソーシャルインパクトファンド、ソーシャルインパクトボンドに注目が集まっている。 • ABN アムロ銀行や ING 銀行では、責任投資やサステナブル投資に注力している。	○民間大手の ABN アムロ銀行は 2013 年、ソーシャルインパクトファンドを導入。1,000 万ユーロにのぼる投資を再生可能エネルギー、生態系回復、ヘルスケア、開発途上国の課題解決のための 15 事業に対して投じてきた。また、オランダでは 9 つのソーシャルインパクトボンドが発行されており、ABN アムロ銀行はそのうち 6 つに投資している。 ○マイクロファイナンスに特化し資

	○国有銀行再上場 • ABN アムロ銀行は 2015 年 11 月、IPO を実施し再上場した。株式の政府保有割合は減少している。 • フォルクス銀行は全株式を政府が保有する形態に変わり（2015 年 9 月）、NLFI のもとで民営化の準備が進められている。 ○サーキュラーエコノミーファイナンス・ガイドライン • 2018 年 7 月に ING 銀行、ABN アムロ銀行、ラボバンクが共同でガイドラインを制定した。循環型経済への移行期における金融の主要な役割を制定し発展させることを目的としている。 ○キャッシュレス化・モバイル決済の動向 • オランダのキャッシュレス化やモバイル決済はヨーロッパ諸国の中でも進んでいる。 ○リテール決済に関する法規制 • EU 一般データ保護規則（GDPR）と第 2 次決済サービス指令（PSD2）は、リテール金融機関に大きな影響を与えている。 ○ING 銀行の動向 • 2009 年に欧州委員会（EC）との間で定めた構造改革計画を実施、具体的には国内外の保険・投資部門の切り離し、注入された公的資金の返済を完了。 • 2017 年、2020 年の財務上の数値目標等を含む Accelerating Think Forward を発表し（2016 年 10 月）、推進中。 • リテール顧客向けにデジタル化サービス促進を通じた顧客サービスの向上を目指している。	産規模の大きなオイコクレジットの存在はオランダ特有である。 ○EU においても欧州委員会で 2015 年 12 月に「サーキュラーエコノミーパッケージ」が採択されており、ガイドライン制定は EU の取り組みに合致したものと言える。 ○オランダの e コマース（電子商取引）で幅広く利用されている決済方法が iDEAL である。ほぼすべてのオランダの銀行がこの決済システムに接続していることもあり、オランダにおいては iDEAL 決済が一般的である。 ○ ING 銀行はデジタル化を推進しデジタルバンキング・プラットフォームを構築するとともに、2021 年までに 9 億ユーロのコスト削減を掲げている。 ○プライマリーカスタマーは 1, 200 万人へと拡大しシンクフォワード戦略は着実に進捗している。

XVIII. カザフスタン共和国

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：1,846 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 • 一人当たり GDP：9,977 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：3.7%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=384.2 テンゲ/1 テンゲ=0.29 円（2018/12/31）	
2. 金融制度概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法）（2017 年 12 月 31 日） • 国内銀行（32、24 兆 1,580 億テンゲ、1995 年銀行及び銀行業務法） ○監督官庁：カザフスタン国立銀行（中央銀行）、金融市場・金融機関規制・監督委員会 ○預金保険制度：あり（預金保険法に基づき 1,500 万テンゲまで保証）	○総資産、貸出・預金残高等の規模において Halyk Bank Kazakhstan の存在感が大きい。 ○世界金融危機後の不良債権問題を受け上位行同士の統合など再編が進行。カザフスタン国立銀行は各行に資本増強を求めている。 ○カザフスタン国立銀行を唯一の株主とする株式会社カザフスタン預金保険基金が、2006 年 7 月制定の「預金保険法」に基づき預金保険を提供している。一金融機関の預金者一人当たりの預金保険限度額は 1,500 万テンゲ。
3. カズポストの概要	○郵便貯金制度・経営形態 • カズポスト（Kazpost JSC）が郵政事業主体である。 • 政府系ファンドのサムルーク・カジナ（Samruk-Kazyna）が、カズポストの株式 100%を保有する唯一の株主。 • 全国に 3,516 の郵便局を有する（2017 年末時点）。 ○顧客基盤 • 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていない（郵便はあり）。 ○主な商品 • 預金、送金、株式ブローカレージなど。	○2015 年末時点でカズポストが有する全国 3,380 の郵便局のうち、64%に該当する 2,167 局は地方に所在。都市部を中心に店舗を展開する銀行とは異なり、地方部でのネットワークに強みを有する。 ○都市部、地方部で収入の構成が大きく異なっていることから、今後、金融アクセスの少ない地方部での金融サービス提供強化に力を入れる方針。

4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○個人金融資産（2017 年 12 月末） • 預金取扱機関（depository organization）における個人預金残高 8.1 兆テンゲ ○銀行による個人向け融資残高（2017 年 12 月末） • 総額：4.3 兆テンゲ	○個人金融サービスの歴史がまだ浅く、人口が少ない地方では、金融機関が依然として少ない。銀行は地方に支店を開設しても採算が合わないことが多いため、モバイルバンキング等を活用する形での事業展開を試みている。 ○個人の預金残高は右肩上がりで増加。2000 年末の 883 億テンゲから、2017 年末には 8.1 兆テンゲに拡大している。外貨建て預金の比率は、2018 年 11 月末で 48.5%を占める。
5．最近の金融動向と今後の展望	○マイクロファイナンス等 • 「マイクロファイナンス機関」（Microfinance Organization）は、カザフスタン国立銀行に登録され、同行により監督されている。 • カザフスタン政府は、小額貸付機関がマイクロファイナンス機関として 2016 年 1 月 1 日までに NBK に登録されることを義務付ける法律（The Law of the Republic of Kazakhstan, dated November 26, 2012, No.56-V）を 2012 年 11 月に制定した。2015 年 2 月 5 日時点で 18 だったマイクロファイナンス機関数は、2016 年末時点で 123、2017 年末時点では 152 となっている。マイクロファイナンス機関には、資本金やレバレッジ比率等に関するプルーデンス規制が適用される。 ○上場民営化 • 政府が策定した 2016～2020 年の包括的民営化計画（The Comprehensive Privatization Plan for 2016–2020）には、カズポストが含まれている。カズポストについては IPO による民営化が予定されている。	○これまでのところ、上場民営化の主要な実績は、石油パイプラインと水道管の建設・メンテナンスを行っているカズトランスオイル（KazTransOil）JSC（2012 年）と送電の KEGOK JSC（2014 年）の 2 社に留まっている。

	○カズポストの今後の動向 ・2017 年 12 月、今後 10 年間の事業戦略となる「2027 年までのカズポストの発展戦略」を策定。同戦略では、カズポストの発展のための優先分野として、①デジタル化の推進、②ｅコマースに対応する体制の構築、③組織上の変革、の 3 つが挙げられている。	○都市部においては、銀行（第 2 層）の支店網を通じた金融サービスへのアクセスが良好であるため、カズポストの中心的な事業は郵便事業になるとしている。また、都市部ではｅコマースに対する需要の増大が著しいことから、カズポストは、ｅコマースに対応する体制の構築に重点的に取り組むとしている。 ○一方、地方においては、カズポストは銀行（第 2 層）をはるかに上回る拠点数（郵便局数）を有することから、この強みを活かして、幅広い金融サービスを提供していくことが、カズポストの地方における中心的な課題であるとしている。

XIX. スイス連邦

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：842 万人（2017 年 IMF 推計） ○経済環境 • 一人当たり GDP：80,837 ドル（2017 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：1.0%（2017 年 IMF 推計） • 1 ドル=0.98 スイスフラン/1 スイスフラン=115.46 円(2017/12/31)	
2. 金融制度概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法）（2016 年 12 月末） ※いずれも根拠法は連邦銀行法/銀行規則（A とする） • 大銀行（4、47%、A） • 州立銀行（24、18%、A/各州法） • 地域・貯蓄銀行（62、4%、A） • ライファイゼンバンク・グループ（1（個別行 270）、7%、A） • プライベートバンク（6、0.2%、A） • 外国銀行・外銀支店（107、10%、A/外国銀行規則） • ストック・エクスチェンジ・バンク（43、7%、A） • その他の銀行（14、7%、A） ○監督官庁：連邦金融市場監督機構（FINMA） ○預金保険制度 • 連邦銀行法により 10 万スイスフランまでの預金は優先債務となり、銀行・証券会社預金者保護協会（esisuisse）が不足額を払う預金者保護制度がある。 ○金融税制 • 預貯金利子所得：原則 35%源泉徴収 • 配当所得：35%源泉徴収	○ユニバーサル・バンキング制度を採用しているためどの銀行でもあらゆる金融サービスを提供可能だが、地域・商品の選択等により業態が分立している。 ○大銀行は UBS グループとクレディ・スイスグループが該当。2015 年、16 年に各々国内業務を分社化したことにより計 4 行になった。 ○州立銀行、地域・貯蓄銀行、ライファイゼンバンクはリテール金融に注力。 ○2009 年の組織改革を経て、銀行・保険・証券等を一元的に管轄する FINMA が設立された。 ○預金者保護にあたり、esisuisse が加盟金融機関から徴求可能な金額は 60 億スイスフランが上限。 ○伝統的に預金者のプライバシーを厳重に保護してきたが、近年では外国と提携しての税務調査を行うようになっている。

3．ポストフィナンスの概要	○郵便貯金制度・経営形態 • 国有の株式会社スイスポストの100%子会社であるポストフィナンスが郵便貯金サービスを提供。 ○郵便公社等との関係・拠点 • 全国に郵便局が 1,189 局、ポストフィナンス支店 40 店舗、ポストフィナンスのコンサルティングオフィス 55 ヵ所がある（2017 年 12 月末）。 ○顧客基盤・口座数・預金残高（2017 年 12 月末） • 個人口座：441.8 万、法人口座：39.1 万。 • オンラインバンクユーザー数：175.6 万。 • 預金残高（Amounts due in respect of customer deposits）は 1,133 億スイスフラン。 ○主な商品・サービス • 預金は決済口座、貯蓄口座、投資口座を揃えている。また提携金融機関と共同で住宅ローン、中小企業向けローン等を提供する。	○全国的な郵便制度は 1849 年に遡る。1990 年代から預金など金融商品の取り扱いを開始した。 ○預金受払、現金収納など基本的な金融サービスは郵便局で提供されることが多い。 ○ポストフィナンスの 2017 年の年間利用者数は 289.0 万人で、半分以上がオンラインサービスを利用。
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○ポストフィナンス • 国内 26 州中、24 州に店舗を展開（2018 年 3 月時点）。 • 国内の商業用支払送金や決済の多くを処理する、国内最大級の送金・決済機関で、資産規模ではスイス第 7 位に相当。 • マイナス金利の影響で、個人の預金口座の一部がゼロ金利となった。 ○地域・貯蓄銀行 • 特定地域に営業範囲を自主的に限定しており、上位 2 行を除き規模は小さい。 • 貯蓄預金と住宅ローンが事業の中心。 ○ライファイゼンバンク・グループ • 国内各地域で預貸に特化した組合銀行が協同組合として組織化したグループ。 • 資金利益の割合が高く、経常収益の 75%程度。	○ポストフィナンスの預金額は直近 10 年間では増加しており、市場シェアも最近は 6%程度で推移。 ○大銀行に比べて預入金利は高めだったが、2016 年の金利改定で優位性はほぼ失われた。 ○地域・貯蓄銀行と州立銀行の違いは、前者が営業地域の制限を特に受けないのに対し、後者は原則本拠州内に営業範囲が限定されていることである。

5．最近の金融動向と今後の展望	○マイナス金利の影響 • ポストフィナンスでは 100 万スイスフラン以上の預金者に対して手数料を徴収している。 ○ポストフィナンスの今後の動向 • マイナス金利で資金利益が上げ難い中で、収益の多様化を図っている。 • 2015 年、スイス国立銀行により「システム上重要な銀行」に指定された。 • 社会のデジタル化の進展に伴い、2017 年夏に経営層を入れ替え、リテール部門と法人部門の新組織を設立するなど対応策を採った。また、2018 年 4 月末に新基幹システムの導入を予定しており、2020 年末までにデジタル化のリーティングバンクとなることを目標としている 。	○スイス国立銀行は 2015 年 1 月 22 日からマイナス金利政策を導入している。 ○具体的には、デジタル化を軸とするモバイル決済、フィンテック、クラウドレンディング等である。 ○通常の銀行よりも厳格な自己資本等の規制が課されるが、バーゼルⅢの基準を大きく上回る健全な経営状態を保っている。

XX. スペイン

＜要約＞

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：4,627 万人（2018 年 IMF 推計）	
	○経済環境 • 一人当たり GDP：32,559 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：2.8%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=0.86 ユーロ/1 ユーロ=129.48 円(2018/8/31)	
2. 金融制度の概要	＜金融制度＞ ○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法）（2017 年 12 月末） • 国内の商業銀行（47、60%、Law 10/2014 of 26 June 2014 on the regulation, supervision and solvency of credit i institusions） • EU 内の外国銀行（78、 N/A 、同上） • EU 外の外国銀行（4、0.3%、同上） • 貯蓄銀行（13、33%、Law 26/2013 of 27 December, on savings banks and banking foundations） • 信用協同組合（62、6%、Law 13/1989 of 26 May 1989,Credit Cooperatives） ○監督官庁：スペイン銀行 ○預金保険制度：スペイン国内の銀行および本国にスペインと同等の制度のない国の外国銀行は預金保証基金への加盟が義務付けられている。預金保証額は 2008 年に 5 万ユーロから 10 万ユーロに引き上げられた。 ○金融税制 預金による利子所得に対しては 19～23%の分離課税が適用される。配当所得、キャピタルゲインは 19～45%の総合所得課税が適用される。	○商業銀行のうち、サンタンデール銀行とビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行（BBVA）の規模が大きく、二大商業銀行として知られている。

3. 郵便貯金の概要	○郵便貯金制度・経営形態 • 国営郵便電信株式会社（コレオス）がドイツ銀行と協定を結び、1999年から金融サービスを提供、2006年4月からはバンコレオス（西語：Bancorreos）というブランド名で金融サービスを提供していた。ドイツ銀行側の事業戦略変更により、2016年3月にドイツ銀行とコレオスの協定は終了。 •2018年にコレオスは、ネット専門の商業銀行と提携を結び、この銀行の顧客に対し、預金預け入れや現金引出しサービスを提供（コレオス・キャッシュ）。 ○バンコレオスの拠点 • コレオスの店舗（約2,000）やATM、国内外のドイツ銀行の支店・ATMを通してサービスを利用できた。 ○取扱業務 提携先銀行の顧客に対するサービスをコレオスの窓口で提供。送金サービスはコレオスが担当。	○バンコレオスによる利益はコレオスとドイツ銀行で50％ずつ折半されていた。 ○送金サービスはコレオスが独自で提供するサービスと、ウェスタン・ユニオンとの協定によるサービスの 2 種類がある。
4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○個人金融資産（2017 年） • 総額：2兆1242億ユーロ • 現金・預金： 40.3% • 投資信託：14.6% • 出資金：20.5% ○リテール金融機関は大きな役割を果たしている。銀行セクターでの預金シェアは貯蓄銀行が41%、信用協同組合は8%である（2017年12月末）。	
5. 最近の金融動向と今後の動向	○貯蓄銀行は 2000 年代後半の経営悪化後、政府主導で再編が進み、2017 年末には 13 行まで減少。 ○銀行は近年、店舗を削減する一方、移動式店舗等の代替チャネルを整備。モバイル・バンキングにも積極的。 ○スペインでは現金決済がいぜん主流だが、デビットカードを中心にカード決済へのシフトが徐々に進展。 ○大手行は中南米でマイクロファイナンスを提供。 ○フィンテック分野で規制のサンドボックスを導入予定。 ○コレオスが今後、銀行との提携を拡大し、スペインにおいて物理的な金融インフラの中核となる可能性も。	

XXI. ドイツ連邦共和国

＜要約＞

<table>
<tr><th colspan="2">概要</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td>1. 市場環境の特徴</td><td colspan="2">○社会構造
• 総人口：8,278 万人（2017 年 IMF 推計）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○経済環境
• 一人当たり GDP：44,184 ドル（2017 年 IMF 推計）
• 実質 GDP 成長率：1.8%（2017 年 IMF 推計）
• 1 ドル=0.84 ユーロ/1 ユーロ=134.94 円(2017/12/31)</td></tr>
<tr><td>2. 金融制度の概要</td><td>○銀行等の業態分類と機関数（根拠法）
• 大手銀行4、地方銀行・その他商業銀行153、外国銀行支店107（2017年10月末、信用制度法）
• 州立銀行等8、貯蓄銀行391（2017年10月末、州法）
• 信用協同組合中央銀行1、信用協同組合922（2017年10月末、信用制度法）
• 不動産抵当銀行14（2017年10月末、抵当銀行法）
• 住宅建築貯蓄銀行20（2017年10月末、建築組合法及び州法）
• 特殊課題銀行20（2017年10月末、各機関根拠法）
○監督官庁：欧州中央銀行（ECB）及び連邦金融監督庁。ただし、日常的な検査業務（金融機関からの年次報告書や監査報告書の検査、定期的検査等）は、ドイツ連邦銀行が担当。
○預金保険制度：ドイツ銀行保証機構が強制加盟制度を運用し、対象は銀行、住宅建築貯蓄銀行、欧州経済圏外で設立された外国銀行支店（欧州内の外銀支店は任意）。任意加盟制度はドイツ銀行協会が運用、対象は協会員と外国銀行支店。貯蓄銀行と信用協同組合についてはそれぞれ個別の保証スキームを持つ。</td><td>○ドイツ連邦銀行の統計によれば、大手銀行として、ドイツ銀行、コメルツ銀行、ヒポ・フェラインス銀行、ポストバンクの 4 行が分類されている。このほか州立銀行と信用協同組合銀行が銀行セクターにおいて存在感が大きい。

○欧州連合（EU）指令で預金保険の限度額は 1 金融機関 1 預金者につき 100,000 ユーロ。ドイツでは、ドイツ銀行保証機構の強制加盟制度によって保証される金額である。</td></tr>
</table>

3．郵便貯金の現況	○郵便貯金制度・経営形態 • ポストバンクは 1995 年 1 月に信用制度法による免許を受けた金融機関となった。1999 年にドイツポストの子会社になったが、ドイツポストは 2004 年にポストバンクを部分売却、2010 年以降はドイツ銀行の子会社となっている。ドイツポストとポストバンクとは、協力関係の契約を締結しており、2020 年まで延長されている。 • ドイツ銀行は、ポストバンクを IPO によるスピンアウトで連結対象から外すことを 2015 年 4 月に発表したものの、2017 年 3 月には売却を取りやめて事業統合することを発表した。 ○顧客基盤 • 総資産 1,471 億ユーロ（4 大商業銀行の一角） • 顧客 1,400 万人、18,112 人の従業員 • オンライン口座数 910 万超 ○主な商品 • 預金、消費者ローン、住宅ローン、クレジット/デビットカードのほか、保険、投資信託などの販売を行っている。	○金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていない。
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○個人金融資産残高（2016 年 12 月末） • 5.6 兆ユーロ • 内訳：現金・預金 39.4%、株式・債券 12.9%、保険・年金準備金 37.8%、その他 9.9% ○銀行による個人向け貸出残高（2016 年 12 月末） • 総額：1.7 兆ユーロ	○ドイツのリテール金融市場におけるリテール金融機関の存在感は大きい。ポストバンクの口座数は 505 万口座と国内最大である。貯蓄銀行が個人の預金残高で占めるシェアは 37.4%に達する。信用協同組合も組合員数は 1,844 万人と人口の 2 割に及ぶ。
5．最近の金融動向と今後の展望	○リテール金融サービスのデジタル化 • リテール金融部門においてはデジタル化を進めることは合理化を通じた競争力強化につながるとの見方がドイツでも一般的になりつつある。実際、ポストバンクはデジタル化を推進する一方で、一部支店の廃止や統合を実施している。 • ドイツ銀行によれば同行の個人・中小企業部門の顧客の半数がオンライン取引を行っているほか、同部門が	

	実施した調査では、回答者の27%がデジタルサービスの質と量が取引金融機関を決める要素として重要であるとしている。 • EUではマイクロファイナンスの経済的なメリット（企業設立による雇用増）と社会的なメリット（金融から排除されがちな移民や若者等の包摂）の両面で注目を集めている。ドイツでは銀行免許をもたない組織が貸出を行うことは認められていないため、基本的には、借入者に対して支援を行う組織と銀行が連携してマイクロクレジットの供与を行っている。また、2004年にベルリンで設立されたDMI（Deutsches Mikrofinanz Institut e. V.）という登録社団が、マイクロファイナンス機関の認証を行っている。DMIはマイクロファイナンス機関に対して、認証を付与するのみならず各種トレーニングプログラムを提供する等している。さらに政府からの支援としては、連邦経済技術省が欧州復興計画（European Recovery Program）と欧州社会基金（European Social Fund）から資金を得て発足させた、Mikro kredit funds Deutschlandなどの取り組みがある。	

XXII. フランス共和国

＜要約＞

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">特徴</th></tr>
<tr><td>1. 市場環境の特徴</td><td colspan="2">○社会構造
• 総人口：6,510万人（2018年IMF推計）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○経済環境
• 一人当たりGDP：4万2,931ドル（2018年IMF推計）
• 実質GDP成長率：1.6%（2018年IMF推計）
• 1ドル=0.88ユーロ/1ユーロ＝1.13ドル/1ユーロ=128.15円（2018/10/31）</td></tr>
<tr><td>2. 金融制度の概要</td><td>○銀行等の業態分類（機関数（2017年12月31日時点）、根拠法）
• 商業銀行（163、通貨金融法典）
• 相互･協同組合銀行（82、通貨金融法典）
• 市町村信用金庫（18、通貨金融法典）
○監督官庁：欧州中央銀行（ECB）及び健全性監督機構（ACPR）
○預金保険制度：預金保険公社（FGDR）</td><td>○大手4行（BNPパリバ、クレディ・アグリコル、ソシエテ・ジェネラル、BPCE）の存在感が大きい。
○欧州連合（EU）指令で預金保険の限度額は1金融機関1預金者につき100,000ユーロ。</td></tr>
<tr><td>3. 郵便貯金の概要</td><td>○郵便貯金制度・経営形態
• ラ・バンク・ポスタル（La Banque Postale）が、2006年に国営郵便事業体であるラ・ポスト・グループ（Le Groupe la Poste）の完全子会社として設立され、銀行免許を得て金融業務を郵便局で行っている。
○顧客基盤
• 従業員数19,904人（うちラ・ポスト14,413人）
• 顧客は約40万社の法人顧客（企業、非営利団体）と日常的な利用客である1,050万人の個人がいる。
• 預金口座数は1,120万口座。2007年から貸出業務を開始、住宅ローンや消費者ローンを皮切りに、2011年からは企業・自治体向けローンも取扱う。
○主な商品
• 預金、消費者ローン、住宅ローン、クレジット/デビットカードのほか、合弁子会社が提供する保険、投資信託、プライベートエクイティなどの販売を行っている。</td><td>○ 金融ユニバーサル・サービスの提供義務が定められているほか、非課税預金口座LivretAの提供義務がある。

○政府補助金を受けて口座維持手数料は無料。</td></tr>
</table>

4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○個人金融資産残高（2018 年 6 月末） • 5.5 兆ユーロ 内訳：現金・預金 27.9%、株式等 28.6%、 債券 0.9%、貸出 0.2%、 保険・年金準備金 37.2%、その他 5.2% ○銀行による個人向け貸出残高（2018 年 6 月末） • 1.37 兆ユーロ	○ リテール金融機関がフランスの金融セクターに占める存在は大きい様子が窺われる。BPCE とクレディ・ミューチュエルの預金残高はそれぞれ 5,699 億ユーロ、2,885 億ユーロである。他方、ラ・バンク・ポスタルの預金残高は 1,760 億ユーロと比較的小規模。（2017 年 12 月末）
5. 最近の金融動向と今後の展望	○最近の金融動向等 • 「金融包摂/排除」の現状について、近年では 2018 年 9 月にフランス政府は、金融に脆弱と目されている支払不能に陥る可能性のある国民を保護するため、小切手やカード支払いで残高不足が発生した場合の手数料の上限を月間 20 ユーロ、年間では 200 ユーロとすることで金融機関と合意した。 • マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等について、連帯ファイナンス企業の団体である、フィナンソルには、2017 年 12 月時点で 78 の会員企業が所属している。 ○最近のリテール決済の動向 • キャッシュレス化の現状として、フランスでは他のユーロ圏諸国との比較ではキャッシュレス化が進んでいる。 • モバイル決済についても近年は盛んである。グローバル・ファインデックスによるサーベイ調査では、フランスで過去に何らかの支払いや購入をオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014 年の 44.5%から 2017 年には 67.4%に大きく上昇している。 • リテール金融機関にとり重要と考えられるもう一つの変化は、「オープン・バンキング」の流れであり、顧客同意の下、「API（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）」の公開・連携などを通じて、銀行が保有する顧客データへフィンテック企業などがアクセスし、利用することが可能となりつつある。	○ 2016 年のフランスのキャッシュ取引比率は、取引件数では 68%、取引金額では 28%といずれもユーロ圏平均を下回っている。 ○ 欧州では、第 2 次決済サービス指令と一般データ保護規則という EU の 2 つの規制がオープン・バンキングを促進している 。

	• 近年、フランスではオンライン取引を中心とする銀行がシェアを拡大している。オンライン銀行は 1990 年代末頃にインターネットの発展と共に生まれ、その後 2010 年代の金融機関の再編期を経て、2015 年以降に増加している。ネオ・バンクと呼ばれる英国やドイツから最近進出した新銀行を除き、大手金融機関の傘下で有ることが多い。 ○ラ・バンク・ポスタルの今後の動向 • ラ・バンク・ポスタルもラ・ポストの中期戦略に沿った形で、2014～2020 年の開発プランを策定している。その中心となるのは、ＩＴ技術を用いた決済方法の高度化や、デジタル化の推進などである。 • ラ・バンク・ポスタルの最近の動向としては、2017 年 6 月にはクラウド・ファンディングを手掛ける KissKissBankBank を買収し、通常の金融ビジネスにとらわれない、新たな顧客層の獲得を進めている。また、2019 年春よりモバイル専業バンクである「マ・フレンチ・バンク（Ma French Bank）」のサービスを開始する予定である。	○ 健全性監督機構（ACPR）によれば、2017 年末の時点でオンライン銀行の顧客は 440 万人おり、この約 3 分の 1 にあたる、130 万人が 2017 年に新たに顧客となった。 ○ マ・フレンチ・バンクは、18～35 才未満の若い世代を主なターゲットに設定し、個人間決済や複数口座を一括で管理する口座アグリゲーター、提携先のフィンテック企業が開発するサービスなどを含む、最新の銀行サービスを提供することを目指している。口座開設は、オンラインだけでなく、郵便局でも可能となっている。

XXIII. ノルウェー王国

＜要約＞

<table>
<tr><th colspan="2">概要</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1. 市場環境の特徴</td><td colspan="2">○社会構造
• 総人口：525 万 8,317 人（2018 年 1 月：ノルウェー中央統計局）</td></tr>
<tr><td colspan="2">○経済環境
• 一人当たり GDP：82,732 ドル（2018 年 10 月：IMF 推計）
• 実質 GDP 成長率：2.1%（2018 年 10 月： IMF 推計）
• 1 ドル=8.44 ノルウェー・クローネ（NOK）/1NOK=13.46 円(2018/10/31)</td></tr>
<tr><td>2. 金融制度の概要</td><td>○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法）
• 商業銀行（25、2.5 兆 NOK、金融企業法）
• 貯蓄銀行（99、1.4 兆 NOK、金融企業法）
• 外国銀行支店（39、－、欧州経済領域等に本店を有する銀行及び他の与信機関の支店に関する規則 326 号、外国に本店を有する銀行支店の行政管理に関する規則 1102 号等）
○監督官庁：ノルウェー金融監督庁、ノルウェー中央銀行
○預金保険制度：あり（元利合計 200 万 NOK 上限）。</td><td>○2016 年 1 月より金融企業法施行。
○商業銀行最大手の DNB 銀行は、総資産額、預金残高、貸出残高の規模において他行を大きく引き離している。
○財務省の管轄する年金基金や地方金融公社といった公的金融機関の存在感が大きい。
○ノルウェーは EU 加盟国ではないが、EU 域内の預金保険制度統合と協調姿勢を採っている。</td></tr>
</table>

3．郵便貯金の現況	○郵便貯金制度・経営形態 • 商業銀行最大手の DNB 銀行が、ノルウェー・ポストとの契約により郵便局で金融サービスを提供している。 ○郵便公社等との関係・拠点 • 独立店舗型の郵便局が全国に 30 局、店内郵便局が 1,320 局、ビジネスセンターが 21 ヵ所、地方の移動郵便局が約 1,460 ヵ所存在する（2017 年 12 月末）。 ○顧客基盤 • ノルウェー・ポストの営業免許に、社会的義務（social obligations）として、地方郵便サービスにおける基本的な銀行サービスの提供（basic services in the rural postal services）が挙げられている。 ○主な商品 • 各種請求書の支払い受付、口座開設、現金の預入・引出、郵便為替業務を行っている。	○現行の DNB 銀行とノルウェー・ポストとの契約は 2013 年に更新され、2019 年 12 月末まで継続する。 ○「ノルウェー・ポストを通じた銀行サービスに関する法律」により郵便局での金融サービス提供が規定されている。 ○DNB 銀行からノルウェー・ポストに手数料が支払われるほか、政府からも補助を受けている。
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○個人金融資産（2017 年 12 月末） • 総額：4 兆 5,080 億 NOK • 現預金：27.6% • 株式・債券・投資信託：27.0% • 生命保険・年金掛金等：43.3% • ローン：2.1% ○銀行の家計預金残高（2017 年 12 月末） • 総額：1 兆 2,014 億 NOK ○家計向けローンの機関別残高（2017 年 12 月末） • 総額：3 兆 1,463 億 NOK • 商業銀行・貯蓄銀行：45.6% • モーゲージ会社：44.6% • ファイナンス会社：2.4% • その他：7.4%	○銀行預金に占める家計の預金の割合は 33.5%（2017 年 12 月末）。 ○2015 年 6 月、住宅ローンに対して借入制限や利子率引上げを含む新規制が発動された。 ○ノルウェー・ポストは、自社の郵便局ネットワークを活用して、DNB 銀行のサービスを提供。 ○貯蓄銀行の銀行業界におけるプレゼンスは、2015 年に DNB 銀行の分類が貯蓄銀行から商業銀行に変更されたことで、やや低下。

5．最近の金融動向と今後の展望	○国際的な金融規制枠組への参画 • 国際決済銀行（BIS）の定める資本規制バーゼルⅢを適用し、自主的により厳しい規制を導入した。 • EU の預金保険制度、銀行破綻処理制度とも協調し、国際的に預金者保護・銀行破綻リスク対応を行う制度を整えた。	○現行の預金保険制度は、1 預金者につき 1 銀行の預金を 200 万 NOK まで保証（EU の 10 万ユーロに比べて高水準）。
	○郵便貯金の動向 • 2011 年、ノルウェー・ポストはオンラインサービス Digipost の運用を開始した。顧客数は 161 万人（2017 年 12 月末） • ノルウェー・ポストの金融ユニバーサル・サービス提供義務の存廃を巡る議論が政府内で交わされた（2011 年）。	○政府財政の向上、金融包摂進展の観点から提供義務の撤廃が主張された（金融ユニバーサル・サービスの利用者は 1.5-2.5 万人程度とされる）。
	○カード利用状況（2017 年） • カード発行枚数：1,615 万枚 • 年間取引件数：22 億 8,420 万件 • 年間取引額：8,231 億 NOK	○ノルウェーの 1 人当たりカード利用件数は、世界でトップクラスの水準。
	○モバイル決済アプリの利用状況（2017 年） • 決済件数：8,950 万件 • 決済金額：400 億 NOK	○国内のモバイル決済アプリは、DNB 銀行が提供を開始した Vipps に集約（2018 年）。
	○政府によるフィンテック対応 • 政府内に ICT セキュリティの中核組織を設置する準備が進行中。 • 暗号資産に対する規制を検討。 • 中央銀行が発行するデジタル通貨（CBDC）の導入を検討。	○CBDC が検討されている背景には、現金利用の減少がある（cf. 貨幣流通高が現金・預金通貨に占める割合は 2.3%[2017 年]）。
	○国際的な連携に向けた動き • 2018 年 2 月に DNB 銀行を含む北欧 4 ヵ国の主要 7 銀行は、複数通貨の共通決済インフラの構築の検討を発表。	○共通決済インフラの構築は、北欧圏の貿易促進、雇用拡大、デジタル先進国としての競争力維持、等に資すると見込まれている。

XXIV. ロシア連邦

＜要約＞

概要		特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：1億4,397万人（2018年、IMF推計） ○経済環境 • 一人当たりGDP：11,947ドル（2018年、IMF推計） • 実質GDP成長率：1.7%（2018年、IMF推計） • 1ドル=68.08ルーブル/1ルーブル=1.63円（2018/8/31）	
2. 金融制度概要	○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） • 第1層（ロシア連邦中央銀行（ロシア連邦中央銀行法）） • 第2層（銀行482、非銀行42。合計資産85兆192億ルーブル。（銀行及び銀行業務法）） ○監督官庁 • ロシア中銀が中央銀行として銀行の設立許可や支店開設等の免許交付、監督業務を行うとともに、非銀行信用機関、その他金融機関（保険会社、年金基金、証券会社、信用調査機関等）の設立許可や監督・規制、及び預金者の権利保護を行う。「ロシア連邦中央銀行法」 • 2017年3月にはロシア中銀における新たな監督部署として“SOBS（Service for Ongoing Banking Supervision）”が設立され、リテール銀行の監督業務の役割を担っている。 ○預金保険制度： • ロシア連邦中央銀行法に基づき140万ルーブルまで保証される。 ○金融税制 • 中銀キーレート（“Key Rate”）＋5%を超えるルーブル預金金利及び9%を超える外貨預金金利：35% • それ以外の預金金利：ロシア居住者13%、非居住者は30% • 配当課税：居住者13%、非居住者15%、	○ ロシアでは、中央銀行と商業銀行を分離した二層式銀行システムを採用しており、第1層はロシア連邦中央銀行、その他の全ての信用機関ならびに外国資本銀行の現地法人、支店は第2層に分類される。 ○ ロシア連邦中央銀行は国家通貨の安定のために設立された独立機関。金融機関は預金や融資、為替といった銀行業務を行うことが可能な「銀行」と、特定の銀行業務のみを行う「非銀行信用機関」、その他の金融機関に分類される。 • 銀行は、2017年5月「銀行および銀行業務法」改正で「ユニバーサルライセンス保有銀行」と「基本ライセンス保有銀行」に分類される。 • 前者は自己資本が10億ルーブル以上であることが条件とされ、全ての銀行業務が可能。後者の自己資本の条件は3億ルーブル以上と低いが、国際業務等に制約がある。 • その他の金融機関には、投資ファンドおよび年金基金、信用組合、リース会社、保険会社、金融会社といった計18業種の機関が含まれる。

	• キャピタルゲイン課税：居住者 13%、非居住者 30%	
3．ポストバンク（PJSC 郵便銀行）の事業概要	○郵便貯金制度・経営形態 • 1990 年にポストバンクの前身ベジツァ銀行が設立された。2012 年に VTB 銀行によって買収されレト銀行に改称。2014 年に VTB 銀行の子会社である VTB24 が同行の唯一の株主となった。2016 年に VTB24 はレト銀行の 50%マイナス 1 株をロシア郵便の子会社のポストファイナンスに売却し、レト銀行はポストバンクに改称。 • 2018 年 7 月 9 日時点で VTB 銀行とポストファイナンス(ロシア郵便の 100%子会社)が筆頭株主。 ○金融サービス提供の形態 • ポストバンクは、預金・貯蓄口座、クレジットカード、個人・法人顧客へのローンの貸付、給与支払いサービス、決済や送金サービスを提供している。預金・貯金口座の他、決済や送金サービスはインターネットバンクおよび ATM を通じて利用可能。 • 拠点としては、ポストバンクの支店 79 店、カスタマーセンター349 か所、商業施設内の小型営業窓口 211 か所と郵便局内に設置された営業窓口 12,592 か所(2017 年末時点)。 ○顧客基盤・預金残高（2017 年末時点） • 預金残高は 1,702 億ルーブル • 顧客数は約 630 万人 ○主な商品・サービス • 預貯金、送金、決済、クレジットカード、現金ローン等のサービスを提供。	○ ポストバンクの資産は、単体決算ベースで約 2,441 億ルーブル（2017 年末時点）。 • 顧客数は、法人・個人を合わせて 630 万人に達する。預金・貯蓄口座残高は約 1,702 億ルーブル。 • ロシア国内の 80 以上の地域で 13,000 か所を超える拠点を有し、国内金融市場においてズベルバンクに次いで第 2 位のリテールネットワークを持つ。拠点の 80%以上は農村部および人口 3 万人未満の小規模な都市に位置する。 • 2017 年には消費者ローンの申込などが可能な 24 時間営業のコールセンターが新たにシベリアのオムスクに開設されるなど、シベリア地域や極東地域といった支店数が少ない遠隔地域へのサービス提供の効率化が進められている
4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○ポストバンク • 全土 80 以上の連邦構成主体に 13,000 拠点を開設し、非常に広範なリテールネットワークを保有。個人向けサービスを強化。 ○銀行 • ロシア中銀はリテール金融機関のうち、11 行を金融システム上重要な銀行に指定。指定されたリテール金融機関が債務不履行に陥った際には公的	○ ポストバンクは個人向けサービスを強化。公共料金や携帯電話の通話料等の支払時における同行のカード利用による手数料の優遇や、優良顧客に対する低利率ローンの提供、年金受給者への特典（貸出金利の優遇、貸出手数料の優遇）等のサービスを提供している。

	資金による救済が行われる可能性が高い。金融システム上重要な銀行に指定に指定された銀行のシェアは高く、その合計資産はロシアの全信用機関の総資産合計の 60%超を占めている。	
5. 最近の金融動向と今後の展望	○口座保有率 • 世界銀行の調査によれば、2017 年のロシアにおける口座保有率は 75.8%であり、高中所得国(Upper middle economies)の平均を上回った。 ○マイクロファイナンス • 2018 年 1 月 1 日時点で、マイクロファイナンス機関の数は 2,271 団体（前年比 12.2%減）。 • マイクロローンに対する需要は拡大している。2017 年に締結された契約数は 2,350 万件（前年比 23.6%増）、2017 年に供与されたマイクロローンの総額は 2,561 億ルーブル（同 31.2%増）。 • 2017 年 12 月 31 日時点でマイクロファイナンス残高は 1,128 億ルーブル（前年比 28%増）。 ○ポストバンクの事業戦略 • 2023 年には 2,100 万人の顧客数を獲得する計画。 • 地方への進出を進め、2023 年までには極東連邦区と北コーカサス地区を含め、合計 26,000 か所の顧客取引拠点（郵便局及び ATM を含む）を確立する。その 90%以上は郵便局を利用したコンパクトな拠点となる予定である。 • 預金ポートフォリオを拡大し、リテール金融市場における地位を強化する。 • 決済の非現金化の推進・業務時間の短縮に向け、インターネット・バンキングや ATM、POS ターミナルの整備に注力する。	○ マイクロファイナンスを提供する機関については、2010 年 7 月 2 日に施行された「マイクロファイナンス・マイクロファイナンス機関に関する法」に示されている。 ○ マイクロファイナンス機関数減少の主な理由は、ロシア中銀が不正かつ活動的でない団体を市場から取り除いたことと関連している。

XXV. EU（欧州連合）

＜要約＞

概要		特徴
1. 金融監督機関の概要	○欧州金融監督制度（ESFS） • EU における金融監督のネットワークであり、①欧州監督機構（ESAs）の 3 機関（欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券・市場監督機構（ESMA）、欧州保険・年金監督機構（EIOPA））、②ESAs の合同委員会、③欧州システミックリスク理事会（ESRB）、④欧州中央銀行（ECB）、⑤各国監督当局、から構成される。 ○欧州中央銀行（ECB） • 1998 年 6 月に設立され、ユーロ圏の金融政策や、単一監督メカニズムの下、銀行同盟参加国の銀行に対する健全性監督の責任を負っている。 ○欧州システミックリスク理事会（ESRB） • 2011 年 1 月に ESFS の一部として設立され、EU 域内の金融システムのマクロプルーデンス監督とシステミックリスクの回避・軽減を担っている。 • 主な業務は、システミックリスクの抑制に必要な立法や当局による対応を実現するために、警告・勧告等により EU レベル・国レベルの他の機関に影響を及ぼすことである。 ○欧州銀行監督機構（EBA） • EU における銀行監督の慣行の調和を目的とする専門的な EU 機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設立された。主な業務は、法的拘束力のある技術的基準（BTS）やガイドラインの策定を通じて、銀行向けの欧州単一ルールブックの確立に貢献することである。	
2. 金融規制・監督に関する EU 規則・指令等の概要	○EU の法体系と立法過程 • EU 加盟国間で締結された EU の基本条約は EU 法の土台であり一次法と呼ばれる。これに対して基本条約に規定されている原則や目的を具体化した法律は二次法と呼ばれ、これには規則、指令、決定、勧告、意見が含まれる。 • 規則は、発効と同時に全ての加盟国に自動的かつ一様に適用され、各国の国内法への置き換えは必要ない。 • 指令は、加盟国に対し一定の結果の達成を求めるものの、その方法は各国に委ねられており、加盟国は、期限内に国内法への置き換えを完了させなければならない。 • EU 法の多くは、欧州委員会が法案を提出し欧州議会と EU 理事会が共同で採択するという立法手続がとられており、この場合、欧州議会と EU 理事会は平等の発言権を持つ。 ○銀行の健全性に関する規制（CRR・CRDⅣ） • 銀行を対象とする健全性規制の国際基準であるバーゼルⅢを実施する法律として 2013 年 6 月に成立した自己資本要件規則（CRR）・第 4 次自己資本要件指令（CRDⅣ）によって、自己資本比率・レバレッジ比率に関する要件や流動性規制が定められている。	

	○銀行の破綻処理に関する規制（BRRD） • 2014 年 5 月に銀行再建・破綻処理指令 （BRRD）が成立した。too big to fail（大き過ぎて潰せない）問題への対策として、①銀行ごとの再建・破綻処理計画の策定、②当局による早期介入、③当局が有する破綻処理の手段と権限、④各国当局間の協力、⑤破綻処理基金、に関する事項が規定されている。 ○預金保険制度に関する規制（DGSD） • 2014 年に 2 度目の預金保証スキーム指令 （DGSD）の改正が行われた。 • 預金保証スキーム（DGS）により保護される預金の額の上限は、銀行ごとに預金者 1 人あたり 10 万ユーロであり、個人預金に加え企業預金も保護の対象である。 • 各国の DGS は銀行からの拠出により必要な資金を事前に積み立てる。各銀行が負担する拠出金は、その銀行が受け入れている対象預金の額と当該銀行が負うリスクの程度に基づき算出される。 ○金融商品の取引に関する規制（MiFIDⅡ・MiFIR） • EU 金融市場の競争力の向上と高いレベルの投資家保護を目的として、2004 年に金融商品市場指令（MiFID）が成立した。 • MiFID は、投資サービス会社（投資サービスを提供する銀行を含む）による金融商品への投資に関するサービスの提供、および、伝統的な証券取引所と代替的な取引施設の運営、の業務に対する規制である。 • その後の世界金融危機や技術革新等に伴う市場の変化を受けて、2014 年に第 2 次金融商品市場指令・金融商品市場規則（MiFIDⅡ・MiFIR）に改正された。
3．金融機関に対する許認可・監督の枠組み	○銀行免許の付与 • 加盟国は、参入予定者に対し、業務開始前に銀行免許を取得するよう求めなければならない。加盟国は銀行免許付与に係る要件を定め EBA に報告しなければならない。 • 加盟国当局は、当初資本金の十分性や株主・構成員の適切性を確認しなければならない。 ○検査・監督 • 銀行に対する健全性監督は母国当局の責務である。 • 加盟国は、CRDⅣの国内法と CRR の違反に対する行政処分とその他の行政措置を規定するとともに、それらの実施を確保するために必要な措置を全て講じなければならない。 • 加盟国当局は、銀行が CRR・CRDⅣを遵守するために実施した態勢整備・戦略を審査し、健全な経営とリスクへの備えが確保されているかを判断しなければならない。 • 加盟国当局は、監督している銀行に対する当局による検査の計画を少なくとも 1 年に 1 回以上採択しなければならない。

4. 最近の動向	○銀行同盟の状況 • EU は、経済通貨同盟の深化に向けた取り組みの一環として、銀行同盟の完成に取り組んでいる。銀行同盟は、単一監督メカニズム（SSM）と単一破綻処理メカニズム（SRM）を 2 つの柱としている。 • SSM は、2014 年 11 月に導入された欧州の銀行監督の枠組みであり、ECB と銀行同盟参加国の監督当局から構成される。 ECB は、ユーロ圏の重要な銀行を直接監督する一方、相対的に重要ではない銀行については、各国当局が ECB と緊密に協力しながら監督する。 • SRM は銀行同盟参加国の銀行を対象とする実効的な破綻処理のための枠組みである。単一破綻処理委員会（SRB）が設置され、直接的に責任を負っている銀行の破綻処理計画の作成や実際に破綻処理を行う場合の破綻処理スキームの策定を担うほか、銀行セクターが資金を拠出する単一破綻処理基金（SRF）が設置された。 • 銀行同盟の第 3 の柱として預金保険制度を統一する欧州預金保険スキーム（EDIS）の導入が検討されているが、合意には至っていない。 ○リテール決済システムの動向 • 2007 年に第 1 次決済サービス指令（PSD1）が成立し、決済サービス提供者が消費者に提供すべき情報や決済サービスの利用に関する権利と義務が規定されたほか、決済サービスを提供できる業者の類型として、それまでの銀行・電子マネー事業者に加え、新たに決済サービス事業者が導入された。 • その後、情報通信技術の革新により決済サービスを担う新たなプレーヤーが登場したことを踏まえ、2015 年には第 2 次決済サービス指令（PSD2）が採択され、2018 年 1 月に施行された。 • EU は、消費者・企業・公的機関によるクロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行えるようにするための取り組みとして、単一ユーロ決済圏（SEPA）を推進している。この一環で、2017 年 11 月に、ユーロ圏の一部の国において SEPA の即時送金スキーム（SCT Inst）が導入された。 • 欧州委員会は、2018 年 3 月、フィンテック行動計画を採択し、欧州の上場企業が公開した情報のデジタル化を促進する最適な方法の検討や分散型台帳技術・ブロックチェーンに関する包括的な戦略の策定を含む 19 のステップを提示した。

≪アフリカ≫

XXVI. 南アフリカ

＜要約＞

概要		特徴
1. 市場環境の特徴	○社会構造 • 総人口：5,742 万人（2018 年 IMF 推計）	
	○経済環境 • 一人当たり GDP：6,459 ドル（2018 年 IMF 推計） • 実質 GDP 成長率：1.5%（2018 年 IMF 推計） • 1 ドル=13.16 ランド/1 ランド=8.44 円(2018/7/31)	
2. 金融制度の概要	＜金融制度＞ ○銀行業態（機関数、総資産シェア、根拠法） • 商業銀行 - 国内銀行（18、93%、Banks Act） - 外国銀行の支店（15、5.8%、Banks Act） - 相互銀行（3、0.1%、Mutual Banks Act、Mutual Banks Amendment Act） - ポストバンク（1、0.25%、South African Postbank limited Act） - 協同組合（33、0.008%、Co-operative Banks Act） ○預金保険制度：未導入。	○多くの外国銀行も事業を展開。南アフリカは、アフリカ大陸における一大金融センターの地位を占めている。 ○全国の郵便局を通じてサービスを提供するポストバンクが、これまで銀行口座を保有していなかった階層にも金融サービスを提供している。
3. ポストバンクの現況	○郵便貯金制度・経営形態 • 2010 年に南アフリカポストバンク会社法が発布され、ポストバンクは南アフリカ郵政事業会社の一部門から、独立した法人になることが規定された。 • 2017 年 7 月にポストバンクは SARB の最終審査のための申請書を提出しておりその後、1 年以上が経過したものの、いまだに銀行ライセンスの承認には至っていない。 ○金融サービス提供の形態 • 2010 年南アフリカポストバンク会社法で、銀行サービスのユニバーサルかつ容易なアクセスを促進することを規定。 ○預金業務と送金・決済業務	○全国1,520の郵便局と702の簡易局において金融サービスを提供。 ○預金商品には、大別して定期貯金と貯蓄貯金の2つがある。 ○3種のデビットカードを提供。

4．金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	○世界銀行の調査（2018年）によると、金融機関に口座を持つ成人の割合は、全成人で69.2%、サハラ砂漠以南のアフリカ各国では、ケニア（81.6%）、ナミビア（80.6%）に次いで高い。 ○かつて銀行は中高所得者層が利用するものであり、国民の過半は銀行口座も保有していなかった。2004年に「金融セクター憲章」という一種の社会協約が結ばれ、金融包摂の問題にも対処していくこととなった。 ○一時、600万口座に達した低所得者向けMzansi口座だが、併売禁止規定や費用対効果の面から、大手銀行はMzansi口座の募集を停止。採算性が見込める顧客を中心に自社銀行口座への移行を進めた。	○サハラ砂漠以南のアフリカ各国で、金融口座の保有者が全成人で65%以上は、ケニアと、ナミビア、南アフリカである。 ○当初4大銀行は、ポストバンクとともに低所得者向けMzansi口座の普及を推進したが、今では募集を停止。既存口座の半数近くを自行のエントリーレベルの口座商品に移行。
5．最近の金融動向と今後の展望	○景気減速による失業率の上昇などもあり、マイクロファイナンスの残高は漸減傾向。返済に窮する低所得者の負担を軽減するため、政府主導で債務の減免や金利引き下げを行う法案が審議中。 ○南アフリカでは携帯電話が広く普及。2017年末の携帯電話契約数は8940万件と人口を大きく上回る。携帯電話の普及に伴い、モバイルバンキングの利用も拡大。人口の2割が携帯電話を通じた送金の経験あり。 ○南アフリカのEC市場は、2017年時点で23億ドル。国民の3割にあたる1700万人が利用する一方、一人あたりの年間利用額は136ドルにとどまる。決済システムへの信頼確保が普及のカギ。 ○南アフリカでもフィンテックの存在感増す。南アフリカ準備銀行はフィンテック室を新設、フィンテックが伝統的な銀行業務に与える影響などについて研究を開始。 ○郵貯の経営形態の動向 • 2013 年 9 月に、ポストバンクは銀行免許を申請。 • 南アフリカ郵政事業会社（South Africa Post Office、SAPO）では、その長期戦略目標の一つに「機能の統合整理（Consolidation of Functions）」を掲げており、その一環としてポストバンク（Postbank）の法人化を目指している。（2017 年 7 月時点では、ポストバンクから南アフリカ準備銀行（SARB）へ銀行ライセンスを申請しているが、政府の手続きが遅れており、い	○マイクロファイナンスは、2013年をピークに伸び悩み。 ○携帯電話の普及でモバイルバンキングの利用者数も増加。人口の2割が携帯電話を通じた送金経験あり。 ○南アフリカ準備銀行は存在感増すフィンテックの影響を見極めるため、フィンテック室を新設。仮想通貨事業者に対する新規制を公表。

	まだに銀行ライセンスの承認には至っていない。財務省によると、審査は順調に進んでおり、2019 年 3 月までには承認され、ポストバンクの商業銀行への移行が完了する見通しとのことである。	